

一去二十七日常任委員理事補闕選舉ノ結果

左ノ如シ

決算委員

理事成島

勇君(理事松浦周次郎)

君去二日委員辭任ニ付其ノ補

闕

一去二十七日議長ニ於テ選定シタル委員左

ノ如シ

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)委員

西田 郁平君

古田 喜三太君

古屋 慶隆君

津原 武君

松田 竹千代君

原 玉重君

川副 隆君

川島 正次郎君

宮本 雄一郎君

星 一君

小畑 虎之助君

井上 知治君

野方 次郎君

岡崎 久次郎君

多田 満長君

福田 關次郎君

小畠 虎之助君

井上 知治君

昭和十二年法律第九十號中改正法律案

(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

委員

如シ

解任福田

梯夫君

補闕岡野

龍一君

一昨二十八日米内閣總理大臣ヨリ左ノ通

發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

内閣情報部長

熊谷 憲一

第七十五回帝國議會政府委員被仰付

如シ

解任小山

慶隆君

補闕大野

一造君

一昨二十八日委員長及理事互選ノ結果左ノ

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)委員

委員長

井上 知治君

市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案(政府提出)外一件委員

理事

如シ

解任西田

郁平君

古田 喜三太君

池崎 忠孝君

山元 龍次郎君

高岡 大輔君

武田 德三郎君

解任長井

源君

伊藤 東一郎君

吉川 吉郎兵衛君

青木 亮貫君

古島 義英君

解任松永

東君

(政府提出)外一件委員

委員長

服部 岩吉君

第五條中「検査官三員又ハ四員」ヲ「検査官三員乃至五員」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

委員長

源君

伊藤東一郎君

第七部選出豫算委員

小山 良君

第八部選出豫算委員

篠原 義政君

第七部選出請願委員

川俣 清音君

一昨二十八日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル如シ

第四部選出

決算委員

西川 貞一君(立川平君補)

内閣情報部長

熊谷 憲一

一昨二十八日議長ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)委員

如シ

解任小山

慶隆君

補闕大野

一造君

一昨二十八日委員長及理事互選ノ結果左ノ

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)委員

如シ

第一 市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案(政府提出)

會計検査院法中改正法律案

第一讀會

會計検査院法中改正法律案

第二條中「検査官十四員」ヲ「検査官十六員」ニ、「副検査官專任二十四員」ヲ「副檢

會計検査院法中改正法律案

○議長(小山松壽君) 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレント望ミマス

○議長(小山松壽君) 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレント望ミマス

○議長(小山松壽君) 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレント望ミマス

○議長(小山松壽君) 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレント望ミマス

議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認ヌマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第一、職業紹介法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——吉田厚生大臣

第二 職業紹介法中改正法律案 (政府 提出)

第一 職業紹介法中改正法律案 (政府 第一讀會)

職業紹介法中左ノ通改正ス

第七條 削除

第十四條中「町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ」ヲ削ル

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

(國務大臣吉田茂君登壇)

○國務大臣(吉田茂君) 只今議題トナリマシタ職業紹介法中改正法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、現行ノ職業紹介法ハ施行以來既ニ一年有半ヲ経過致シマンタガ、其ノ間支那事變ノ進展ニ伴ヒマシテ、職業紹介事業ハ専ラ軍需勞務、生產力擴充計畫、產業勞務等、刻下最モ緊急ナル勞務ノ需要ヲ充タス爲ノ勞務者斡旋ニ銳意努力シナケレバナラニヤウニ相成リマシタノミナラズ、職業紹介所ニ於テハ國家總動員法ニ基ク各種ノ勞務規制ニ關スル事務ヲモ管掌スルヤウニ相成リマシタノデ、

地方財政ノ實情ヲモ併せ考慮致シマシテ、職業紹介所竝ニ聯絡委員ニ關スル費用ノ地方負擔ヲ廢止致シマスル爲ニ、此ノ改正法律案ヲ提出スルニ至リマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——井上良次君

(井上良次君登壇)

○井上良次君 只今上程ニナリマシタ職業紹介法中改正法律案ニ關聯ヲ致シマシテ、以下數點政府ノ所信ヲ質シタイト者ヘルノ

デアリマス、現下日本が全總力ヲ擧ゲテ戰ヒツツアリマス支那事變ノ處理モ、歐洲戰亂ノ勃發ニ依ル我國ノ国防ノ完成ニ對シテモ、實ニ我國生產力ノ擴充ガ、現下日本ニ謀セラレタ絶對的ナ命題デアルト私ハ考ヘルノ

物ト人ヲ動員シ統制シツツアルノデアリマスガ、金ト物トノ動員モ、結局人ノ問題ニ依ツテ決定ナレルト私ハ考ヘル、如何ニ豐富ナ資金ト資材トヲ以テ生産施設ヲ致シマ

スガ、金ト物トノ動員モ、結局人ノ問題ニ出来テ、後カラ慌テマクツテ勞働統制ヲ行シテモ、ソレニ伴フ所ノ勞働力ガ十分ニ充足サレナケレバ、生産力ノ擴充ノ目的ヲ達スカ、伺ツテ置キタイト思フノデアリマス

次ニ政府ハ現在行ツテ居ル所ノ勞働統

戰時下ノ勞働統制、別ケテモ今議題ニナツテ居リマスル所ノ職業紹介事業ハ、資本家

的ナ營利生産ノ助成機關トシテ、補助行政

機關トシテ活動シテ居ルヤウニ、一般勞働大衆ハ疑ツテ居ルノデアリマス、今日全國ニ行ハレテ行ル職業紹介事業ハ、舊態依然

トシテ勞働者ノ性格モ、技術モ、生活モ全然顧ミズ、單ニ營利追求ノ產業部面ノ勞働

物價公定、配給調整ナドヲ行ヒ來リマシテ、最後ニ勞働統制ニ手ヲ著ケタノデアリマス、而モ此ノ勞働統制モ金ト物トヲ統制シタノト同ジク、自由主義營利經濟ノ範疇ニ於テ之ヲ行ツテ居ルノデアリマス、故ニ今日マ

デ發令サレマシタ所ノ各種ノ勞働統制ニ關スル法令規則ハ、既ニ今日幾多ノ矛盾ト缺

隙ヲ暴露致シマシテ、勞働ノ生産性ノ向上ト生産力擴充ヲ現實ニ阻礙シテ居ル現狀デアリマス、政府ハ金ト物ヲ中心ニ統制スル目的ニ行ツテ來タノデナイカト云フコトヲナラバ、戰時下ノ生産力擴充ニ支障ガナイト考ヘテ、勞働統制ヲ重要視セズ、而モ場當アリマス、政府ハ金ト物ヲ中心ニ統制スル目的ニ行ツテ來タノデナイカト云フコトヲ

ナラバ、戰時下ノ生産力擴充ニ支障ガナイト考ヘテ、勞働統制ヲ重要視セズ、而モ場當アリマス、政府ハ金ト物ヲ中心ニ統制スル目的ニ行ツテ來タノデナイカト云フコトヲ

限ニ發揮致シマシテ、ソレガ完全ニ役立ツ所ノ協同體組織ニ工場ノ經營ヲ再編成セナケレバナラスト私ハ信ズルノデアリマス、政府ノ勞働統制或ハ又職業紹介ガ、此ノ立場ト目標ニ立ツテ行ハレル時ニ、初メテ政府ノ勞働統制ト職業紹介ハ、國家目的達成ノ使命ヲ果ス所ノ機關トシテ、大キナ役割ヲ果スコトガ出來ルト考ヘマスガ、政府ノ考ヘ方ハ如何ナモノデゴザイマセウ。

次ニ政府ガ勞働者ヲ國家の目的達成ノ立場ニ於テ勞働行政ヲ統制シヨウト致シマスナラバ、現實ニ於テ勞働生産性ヲ昂メ、國家ノ生産力擴充ノ見地カラ行フ爲ニ、少クトモ政府ハ複雜極マル勞働賃銀ヲ速ニ適正化スル必要ガアルト考ヘマス、今日一般勤労大衆ハ政府ノ低物價政策ニモ拘リマセズ、生活必需品ノ不足ト騰貴ニ、其ノ生活ハ全ク行詰ツテ居ルノデアリマス、今茲ニ去ル二月二十六日東京市カラ發表致シタ生活必需品ノ騰貴振ヲ示シマスト、昭和十二年七月ヲ百トシテ、飲食料品ニ於テ一七四・五、七割四分五厘ノ暴騰デアリ、住居用品ニ於テハ實ニ二四・三、十一割四分三厘ノ暴騰ヲ示シテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク諸物價ガ暴騰シテ居ルニモ拘ラズ、賃銀ハ昨年ノ九月十八日ノ「ストップ」令以來釘付ケサレマシテ、勞働者ノ生活ヲ全ク動キノ取レヌ狀態ニ追込ンデ居ルノデアリマス、正直デ辛抱強イ勞働者モ此ノ物價騰貴ノ結果脅

カサレル生活苦ニ堪ヘ切レズシテ、遂ニ不平ノ聲ガ全國各地ニ爆發シテ居リマス、昨年末政府ノ發表致シマシタ勞働等議件數一千餘件ノ中、生活問題ヲ中心トスル勞働爭議ノ件數ハ六百餘件ニ達シテ居ルノデアリマス、政府ハ勞働大衆ヲ斯ノ如キ生活不安ノ現狀ニ放置シテ宜イト御考デゴザイマセウカ、政府ハ不徹底極マル家族手當ニ依ツテ此ノ不平ヲ緩和セントシテ居ルヤウデアリマスケレドモ、一箇月一枚ノ「シヤツ」サヘ満足ニ買フコトノ出來得ナイヤウナ少額ナ手當ニ依ツテ、物價騰貴ニ泣イテ居ル労働大衆ヲ満足セシメ、救濟スルコトガ出來ルト考ヘテ居ルノデアリマセウカ、政府ハ資本家ノ物資不足、或ハ又物價騰貴ニ因ルトシタニ拘ラズ、却テ地區のニ産業的ニ労働金、助成金ヲ出シテ之ヲ救濟シ援助スルコトニ少シモ躊躇セナイノニ、何故ニ同じ國民デアリナガラ、而モ國家ノ生産力擴充ノ實權ヲ握ツテ居ル大切ナ國民デアル勞働者ニ對シテ、其ノ生活ヲ保障スルコトガ出來ルトシタニ拘ラズ、却テ地區のニ産業的ニ労働力ヲ偏在セシメ、適地、適業ノ立地的產業ノ發展ヲ阻礙シ、適用産業以外ノ産業ニ於

初給賃銀ノ決定モ、彼等初給賃銀者ノ生活ヲ保障スルコトガ目的デナクテ、勞働力ノ偏在ヲ是正シ、高マリ行ク賃銀ヲ食止メン、不平ニ對シマシテハ、大陸率直ニ各種ノ獎勵金、助成金ヲ出シテ之ヲ救濟シ援助スルコトニ少シモ躊躇セナイノニ、何故ニ同じ國民デアリナガラ、而モ國家ノ生産力擴充ノ實權ヲ握ツテ居ル大切ナ國民デアル勞働者ニ對シテ、其ノ生活ヲ保障スルコトガ出來ルトシタニ拘ラズ、却テ地區のニ産業的ニ労働力ヲ偏在セシメ、適地、適業ノ立地的產業ノ發展ヲ阻礙シ、適用産業以外ノ産業ニ於

政府ノ初給賃銀ノ決定ハ今ヤ全ク當初ノ目

標ニ依ツテ斷ジテ勞働能力ハ發揮スルモノデハゴザイマセヌ、少クトモ最高ノ勞働能力ヲ發揮致シテ、ソレヲ補給スル所ノ「カロリー」ヲ勞働者ニ與ヘナケレバナリマセス、自動車ハ、「ガソリン」ガナケレバナル勇氣ヲ持タナイカト云フコトデアリマス、政府ハ勅令ニ依ル賃銀委員會ヲ持ツテ居テ、全般的ニ賃銀問題ノ解決ヲ國ラナイカ、マセス、自動車ハ、「ガソリン」ガナケレバナル勇氣ヲ持タナイカト云フコトデアリマス、政府ハ勅令ニ依ル賃銀委員會ヲ持ツテ居テ、何故此ノ賃銀委員會ヲ積極的ニ活用シテ、全般的ニ賃銀問題ノ解決ヲ國ラナイカ、マセス、政府ハ勞働大衆ヲ斯ノ如キ生活不安ノ現狀ニ放置シテ宜イト御考デゴザイマセウカ、政府ハ不徹底極マル家族手當ニ依ツテ此ノ不平ヲ緩和セントシテ居ルヤウデアリマスケレドモ、一箇月一枚ノ「シヤツ」サヘ満足ニ買フコトノ出來得ナイヤウナ少額ナ手當ニ依ツテ、物價騰貴ニ泣イテ居ル労働大衆ヲ満足セシメ、救濟スルコトガ出來ルト考ヘテ居ルノデアリマセウカ、政府ハ資本家ノ物資不足、或ハ又物價騰貴ニ因ルトシタニ拘ラズ、却テ地區のニ産業的ニ労働力ヲ偏在セシメ、適地、適業ノ立地的產業ノ發展ヲ阻礙シ、適用産業以外ノ産業ニ於

政府ノ初給賃銀ノ決定モ、彼等初給賃銀者ノ生活ヲ保障スルコトガ目的デナクテ、勞働力ノ偏在ヲ是正シ、高マリ行ク賃銀ヲ食止メン、不平ニ對シマシテハ、大陸率直ニ各種ノ獎勵金、助成金ヲ出シテ之ヲ救濟シ援助スルコトニ少シモ躊躇セナイノニ、何故ニ同じ國民デアリナガラ、而モ國家ノ生産力擴充ノ實權ヲ握ツテ居ル大切ナ國民デアル勞働者ニ對シテ、其ノ生活ヲ保障スルコトガ出來ルトシタニ拘ラズ、却テ地區のニ産業的ニ労働力ヲ偏在セシメ、適地、適業ノ立地的產業ノ發展ヲ阻礙シ、適用産業以外ノ産業ニ於

政府ハ新規學校ノ卒業者ガ高賃銀產業ニ行クコトヲ食止メントシテ、青少年雇入制限令ヲ三月一日ニ發布シテ全國六百七十万

ノ青少年ヲ釘付ニセントシテ居リマス、如何ニ法規命令ヲ以テ勞働ノ移動偏在ヲ食止

メントシテモ、利潤追求ノ生産方法ヲ改革セズシテモ、勞働者ノ生活ヲ保障スルニ足ル

アリマス勞働時間制ニ付テ速ニ検討ヲ加ヘ、アリマス（拍手）大臣ノ確信アル答辯ヲ私ハ

デハナイカト云フコトヲ吾々ハ考ヘルノデ

アリマス（拍手）大臣ノ責任デアリ任務デハナカト云フコトヲ吾々ハ考ヘルノデ

アリマス（拍手）大臣ノ確信アル答辯ヲ私ハ

ルノニ大膽デアリ勇敢デアル政府ガ、何故

勞働者ノ生活ノ基礎タル賃銀ノ適正化ヲ圖

ル勇氣ヲ持タナイカト云フコトデアリマス、

政府ハ勅令ニ依ル賃銀委員會ヲ持ツテ居

テ、全般的ニ賃銀問題ノ解決ヲ國ラナイカ、

マセス、政府ハ勞働大衆ヲ斯ノ如キ生活不安

ノ現狀ニ放置シテ宜イト御考デゴザイマセ

ウカ、政府ハ不徹底極マル家族手當ニ依ツ

テ此ノ不平ヲ緩和セントシテ居ルヤウデア

リマスケレドモ、一箇月一枚ノ「シヤツ」サ

ヘ満足ニ買フコトノ出來得ナイヤウナ少額

ナ手當ニ依ツテ、物價騰貴ニ泣イテ居ル労

働大衆ヲ満足セシメ、救濟スルコトガ出來

ルト考ヘテ居ルノデアリマセウカ、政府ハ

資本家ノ物資不足、或ハ又物價騰貴ニ因ル

トシタニ拘ラズ、却テ地區のニ産業的ニ労

働力ヲ偏在セシメ、適地、適業ノ立地的產

業ノ發展ヲ阻礙シ、適用産業以外ノ産業ニ於

思ガアルカドウカ、是等賃銀問題ニ關シマ

シテハ、全國六百万ノ勞働者ガ地下二千尺

ノ坑内ニ於テ、或ハ「ベルト」ノ呻ル工場ニ

於テ、或ハ寒風吹キ荒ブ街頭ニ於テ、海ニ

陸ニ於テ、大臣ガ此ノ問題ニ如何ニ答辯サ

レルカト云フコトヲ期待シテ居ルノデアリ

マス、是等全勞働大衆ニ喜ビト希望ヲ興ヘ

テ、熱情ヲ以テ生産力擴充ノ國家的目的達成ノ爲ニ効カスコトガ、戰時下我國ノ產業

勞働ヲ管掌スル厚生大臣ノ責任デアリ任務

デハナイカト云フコトヲ吾々ハ考ヘルノデ

アリマス（拍手）大臣ノ確信アル答辯ヲ私ハ

ルカト云フコトヲ決定セネバナリマセス、

勞働者ヲ國家産業ノ中堅トシテ國家ノ爲ニ

効カス爲ニハ、政府ガ適正ナ勞働時間ヲ決

シテ置クコトハ、灾害ト疾病ヲ益々高メテ、
我國ノ國防上産業上重大ナ支障ヲ來シツツ
アルコトハ、今日マニ幾多ノ統計ガ之ヲ示
シテ居リマス、政府ハ速ニ適正労働時間ヲ
決定スルノ意思アリヤ否ヤ、其ノ意思アリ
トスルナラバ、イツ頃マニソレヲ決定發
表スル方針ナリヤ、此ノ際承ツテ置キタイ

勞働不足ノ對策ニ付テ政府ノ所信ヲ質シテ置キタイト思フノデアリマス、支那事變ノ發展ニ伴ヒマシテ軍需產業ヲ先頭トスル時局產業ハ飛躍的ノ發展ヲ遂ゲ、此ノ爲ニ多數ノ勞働者ヲ必要トシ、且ツ現役勞働者ガ第一線ヘ應召サレ、又第一線ノ占領地區ガ擴大サレルニ從ツテ、大陸へ進出スル勞働者ガ非常ニ多クナツテ來タ、斯ノ如ク事變ヲ進展ニ伴ツテ勞働不足ノ結果ハ全國的ニ有ユル。產業部面ヲ脅カシテ、生産力擴充ニ重大ナ支障ヲ來シテ居ルノデアリマス、如何ニ生産施設ヲ完備シ、資材ヲ豐富ニ集ヌテモ、肝腎ノ勞働力ガ不足シテハ、聖戰目的達成ノ爲ノ生産力擴充ヲ圖ルコトハ出來ナイノデアリマス、政府ハ昭和十四年漸ク勞務勤員計畫ヲ設定シ、先づ重要時局產業ニ對スル勞働需要ノ充足ヲ圖ラントシテ、全國三百四十萬人ノ國營ノ職業紹介所ヲ總動員シテ、僅ニ二十万人ヲ動員シ、之ヲ重工業部面ニ紹介シタニ過ギナイ、百名ノ勞働需要ニ對シテ僅

ニ三十人シカ紹介充足出來ヌ狀態ニアルノ
デアリマス、政府ハ昭和十四年ノ勞務動員
計畫ハ百十万人デアツテ、員數ノ上デハ略
目的ヲ達シタト樂觀的ノ報告ヲシテ居リマ
スガ、現下軍需產業ノ生産力ノ擴充愈々熾烈
ヲ加ヘレバ加ヘル程、勞働ノ要求モ亦殖エ
テ來ルノデアリマス、其ノ上ニ輸出促進、
國民生活安定ニ必要ナル生産部門ノ擴充、
斯ウ云フ點ヲ考へ合セマスト、益、勞働需要
ハ増大シテ來マス、更ニ又中國ニ於ケル新
秩序ノ建設ガ日一日ト進ムニ從ヒマシテ、
大陸ニ進出スル勞働者モ亦增加シテ行キマ
ス、斯クナツテ來マスト、昭和十五年以降
昭和十八年ニ至ル生産力擴充計畫ニ伴フ勞
務動員計畫ハ、圓滑ニ進行スルデアロウカ
政府ニ於テ其ノ確信ガアルカドウカ、新規
ニ動員スル人員ハ年々增加スルト考ヘルガ、
如何ニシテ此ノ勞働不足ノ現狀ヲ政府ハ打
開セントスルカ、政府ノ御所見ヲ伺ツテ置
キタインデアリマス、私ハ此ノ勞働不足ノ
現狀ヲ打開スルノニハ、先づ國內ノ生産力
ガ機械生産ニ重點ヲ置カズニ、勞働生産力
ニ依存シテ居ル現狀ヲ改メテ、投下資本ヲ
擴大シテ、機械力ニ依ル生産性ノ向上ニ全
力ヲ擧ゲナケレバナリマセヌ、ソレト共ニ
國內ノ限ラレタ現役勞働者ノ生産性ヲ高メ
マスコトニ必要ナル、經濟的ナ文化的ナ對策
ヲシテニ樹立致シマシテ、勞働ノ保護培養ニ
努メナケレバナラヌト考ヘマス、然ルニ政
府ハ此ノ勞働不足ノ聲ニ驚イテ、最近炭礦

方面ニ朝鮮ノ労働者二万五千人移入シテ其
セシメヨウトシマシテ、現在既ニ一万五
人ヲ移入充足シタヤウナ報告ヲ承ツテ居
マス、更ニソレデ足ラヌ場合ハ、山東ノ労
働者マニ輸入セントスルヤウナ噂サヘア
ノデアリマス、政府ハ是等移入シテ參リ一
ス半島労働者ト國內ノ労働者トノ間ニ捲起
ル所ノ待遇其ノ他ノ諸問題ニ對シテ、如何
ニ今後之ヲ緩和シ解決スル所ノ方針ヲ持ヒ
テ居ルカ、此ノ問題ニ對シテハ極メテ重士
ナ問題ガ起ツテ來マスカラ、今日之ヲ承ツ
テ置キタイト思フノデアリマス、更ニ事變
處理ノ進行ニ伴ヒマシテ前線將士ガ多數歸
還ヲシテ來マス、サウシテ是ガ新ニ工場
復員ヲスルノデアリマスガ、是等復員問題
ニ對シ確信アル對策アリヤ、更ニ又將來ノ
失業問題ニ對シマシテ、今日慎重ナ對策ト
方針ヲ決メナケレバナラヌノデアリマスガ
ソレニ對スル準備ヲ進メテ居ルカドウカ
次ニ此ノ労働不足ノ對策トシテ、政府ハ
婦人労働者ヲ産業戰線ニ積極的ニ動員ゼ
トシテ居リマスガ、婦人ガ産業戰線へ進出
スルト云フコトハ、我國將來ノ人口問題ノト
ニ極メテ重大ナ關係ヲ持ツテ來ルノデアリ
マス(拍手)第一次歐洲大戰ニ於キマシテモ
或ハ又今次我國ガ支那事變ヲ戰ヒ抜イテ來
テ居ルノデアリマス、日本ガ東亞新秩序
ノ建設ヲ强行シテ大陸ニ進出發展セントス

ル爲ニ、人口ノ急遽ナル增加ヲ國ルト云フ
コトハ、國家的ニ又民族的ニ絕對的ナ要望デ
アリマス、此ノ人口增加ト云フ國家的民族
的ノ要望ヲ達成スル爲ニハ、婦人ノ職業ト
生活ト健康ヲ國家的ニ保障セネバナリマセ
ヌ、然ルニ婦人ヲ勞働戰線ニ勤員スルニ際シ
テ、婦人ノ健康ニ適スル産業、職業ヲ指定シ
制限セズ、又勞働時間、賃銀、榮養、寄宿等
ノ諸問題ニ對シテモ考慮ヲ拂ハズニ、政府ハ
現在勞働シテ居ル百二十万ノ勞働婦人及ビ將
來勤員サレル勞働婦人ノ健康ヲ如何ニシテ
保護セントスルカ、又如何ナル對策ヲ持ツ
テ居ルカ、更ニ又人口問題ノ不安ヲ除去ス
ル具體的ナ對策トシテハ、如何ナル對策ヲ
御持チニナツテ居リマセウカ、極メテ重大
ナル問題デアリマスノデ、御意見ヲ伺ツテ
置キタイト思フノデアリマス

今一ツハ政府ハ現下ノ勞働不足ノ對策ト
致シマシテ、來ル三月一日ヨリ前ニ述ベマ
シタ青少年雇入制限ヲ行ハントシテ居ルノ
デアリマスガ、是等青少年雇入制限ニ適用
サレル人員ハ、全國デ約五百万人ト言ハレ
テ居リマス、是等青少年ハ我國產業上國防
上極メテ重大ナル要素デアルト云フコトヲ
吾々ハ考ヘル時ニ、政府ハ此ノ際今一步進
ンデ前述ノ婦人勞働者ヲ含ム青少年ノ生活
ト職業ヲ、國家デ管理スルト云フ方針ヲ執
會ニ提出ヲスルサウデアリマスガ、體力國
シテ體力ノ國家管理ヲ爲スノ法案ヲ此ノ議

家管理、洵ニ結構、併シナガラ青少年ノ今
日ノ體力ガ何ニ依ツテ阻碍サレテ居ルカト
云フナラバ、彼等ノ日々ノ生活ト勞働ガ、
青少年ノ體力ヲ阻碍シテ居ル現状ヲ吾々ハ
事實能ク知ツテ居ルノデアリマス、故ニ政
府ハ此ノ際青少年ノ生活ト職業ヲ含ム所ノ
國家管理ヲ斷行スルコトガ、我國產業上國
防上極メテ重大デアルト考ヘマスガ、政府
ニ其ノ勇氣ト決心ガアルカト云フコトヲ伺
ツテ置キタインデアリマス

最後ニ、政府ハ曩ニ厚生省ヲ設置スルニ際
シマシテ、各省ニ分散シテ居リマスル勞働行
政ヲ統一致シマシテ、サウシテ全國ノ勞働行
政ヲ厚生省ノ手ニ完全ニ統一セントスル計畫
ヲ立テラレタヤウニ承ツテ居リマス、所ガ今
日マデソレハ實現シテナイ、陸軍、海軍各々バ
ラバラナ勞働行政ヲ行フ、鐵道、遞信是亦バ
ラバラナ勞働行政ヲ行ツテ、必要ナ時ダケ連
絡ヲ取ルダケデアツテ、何等ノ統一的ナ政策
ガ行ヘレテ居ナイ、產業報國運動ヲ行フニ致
シマシテモ、是等各省ガ統一的ナツノ線
ニ乗ツテ來ナケレバ、政府ノ今ヤツテ居リ
マス所ノ產業報國運動サヘ満足ニ發展ヲシ
ナイト云フコトヲ吾々ハ考ヘル、ソコデ政
府ハ是等各省ニ分割サレテ區々ノ勞働行政
ヲ行ツテ居ル各省ノ勞務行政ヲ統一シテ、
全勞働者ノ勞務行政ト勤員ヲ含ム一大中央
機關ヲ厚生省ニ設置スルコトガ、現下時局
上、今後ノ我國ノ生產力擴充上、極メテ重
大デアルト考ヘマスガ、政府ニ其ノ意思ア

リヤ否ヤ、伺ツテ置キタイノデアリマス
以上各項目ニ亘リマス質問ハ、今日我國
生産力擴充ニ重大ナル關係ヲ有スル諸問題
デアリマシテ、政府方心ノ底カラ生産力擴
充ヲ速ニ完成セントスル熱情ガアルナラ
バ、營利追求ノ資本闇ノ攻勢ニ恐レズ、眞
ニ勞働ヲ愛シ、國家產業ヲ護リ、發展セシ
メントスル見地カラ、大膽率直ナル御答辯
ヲ要求致シマシテ、私ノ質問ヲ終リマス
(拍手)

次ニ職業紹介ノ目標ヲ何處ニ置イテニ
クカ、勞務ヲ商品ト考ヘルヤウナ嫌ヒハ
イカト云フ御尋デゴザイマス、從前或ハ
歐羅巴流ノ產業經營ト云フヤウナコトニ
付テノ考ヘ方カラ、或ハ勞働ヲ商品ト考
ヘルカノ如キ、又ハ勞働市場ト云フヤウナ
言葉ガ其ノ爲ニ出タ如キコトモアツカトニ
率直ニ申セバ思ハレルノデアリマスガ、
勞働ヲ商品ト考ヘテ、之ヲ値段デ賣買ヲフ
ルト云フヤウナコトハ、最初ニ申シマシタ、
人ノ奉仕ト云フコトヲ以テ產業ノ中心トス

リヤ否ヤ、伺ツテ置キタイノデアリマス
以上各項目ニ瓦リマス質問ハ、今日我國
生産力擴充ニ重大ナル關係ヲ有スル諸問題
ニアリマシテ、政府ガ心ノ底カラ生産力擴
充ヲ速ニ完成セントスル熱情ガアルナラ
バ、營利追求ノ資本闇ノ攻勢ニ恐レズ、眞
ニ勞働ヲ愛シ、國家産業ヲ護リ、發展セシ
メントスル見地カラ、大膽率直ナル御答辯
ヲ要求致シマシテ、私ノ質問ヲ終リマス
(拍手)
〔國務大臣吉田茂君登壇〕
○國務大臣(吉田茂君) 御質問ノ順序ニ從
ヒマシテ逐次御答ヲ申上ゲタイト思ヒマス
第一ニ生産力ノ擴充ヲ實行シテ參ルニ付
テ、徒ニ金ト物トノミニハレテ人ヲ輕ン
ズルノ嫌ハナイカト云フ趣意ノ御尋デゴザ
イマス、固ヨリ左様ナコトガアツテハナラ
ナイ次第デアリマシテ、金、物共ニ必要デ
アリマスルガ、此ノ金、物ヲ運営スルニ付
キマシテハ、人ガ中心ニナラナケレバナラ
ナイ次第デゴザイマス、殊ニ我國ニ於キマ
シテ一切ノ産業人ガ、經營主ト云ハズ、或ハ
技術家ト云ハズ、勞務者ト云ハズ、國家產
業ニ關興致シマスル建前ト致シマシテハ、
國家產業ヲ通ジマシテ御國ノ大切ナ御用ニ
立ツト云フコトガ中心デナケレバナラナイ
ト思フノデアリマス 一切ノ施設ハ其ノ根
本ヲ誤ラナイヤウニ致サナケレバナラナイ
コトヲ、日常深ク心掛ケテ居リマスル積リ
デゴザイマス

次ニ經營ト、技術ト、勞働トノ完全ナ協
力結合ヲ實現スル爲ニ、日本ノ産業形態ノ
再編成ヲスル意思ハナイカト云フ御尋デア
シタヤウニ思フノデアリマス、先刻モ申シ
マスル通リニ、我國ニ於ケル産業ハ何處マ
クカ、勞働ヲ商品ト考ヘルヤウナ嫌ヒハナ
イカト云フ御尋デゴザイマス、從前或ハ
歐羅巴流ノ産業經營ト云フヤウナコトニ
付テノ考ヘ方カラ、或ハ勞働ヲ商品ト考
ヘルカノ如キ、又ハ勞働市場ト云フヤウナ
言葉ガ其ノ爲ニ出タ如キコトモアツタカトニ
率直ニ申セバ思ハレルノデアリマスガ、
勞働ヲ商品ト考ヘテ、之ヲ値段デ賣賣ヲス
ルト云フヤウナコトハ、最初ニ申シマシタ、
人ノ奉仕ト云フコトヲ以テ産業ノ中心トス
ルト云フ考ノ上カラ、其ノ誤ヲ正サナケレバナラナ
イト考ヘルノデアリマス、職業紹介所ニ於
キマシテ勞務者ノ斡旋、御世話ヲスルト云
フコトガ、商店ニ於テ商品ヲ賣買スルノト
同ジヤウナ考デアツテハ決シテナラナイト
思フノデアリマス、何處マデモ國家産業ニ
取ツテノ有用ナ國民ノ産業職場ニ付キマシ
テノ御世話ヲ、最モ懇切丁寧且ツ周到ニ致
スト云フコトガ、職業紹介事業ノ眼目デナ
ケレバナラナイト思ヒマス、其ソ方面ニ於
キマシテ十分係ノ職員達ノ訓練、鍛成、指
導ト云フモノニ、遺憾ナキヲ期シテ參リタ
イト考ヘテ居ル次第デアリマス

ニ産業界ニ於ケル戰時體制ヲ確立スルト云
フコトニ眼目ヲ置カケレバナリマセヌコ
トハ御説ノ通りデゴザイマス。我國ニ於ケ
ル産業ハ、本來左様ナ建前デ平時ニ於キマ
シテモ運營セラルベキデアルト思フノデア
リマス、又私共承知致シテ居リマスル限リ、
左様ナ建前ニ依ツテ、勞資一體、共ニ御國
ノ產業ニ寄與貢獻スルト云フ實際ヲ、今日
實行シテ居ル職場モ少ナカラズアルト承知
シテ居ルノデアリマス、隨テソレハ何等カ
ノ法制ヲ出シマシテ、強制的ニサウ云フ組
織ヲ確立スルト云フコトヨリハ、寧ロ事實
左様ナ心組ミニ、今日ノ產業職場ヲ其ノ儘、
詰リ心構ヘト云フモノヲ一新スルト云フコ
トニ依リマシテ、其ノ目的ヲ達成シ得ルモ
ノト考ヘルノデアリマス、心構ヘガ改マリ
マセヌケレバ、唯形式ダケ是デ再編成タト
云フヤウナモノヲ法制ノ上デ定メマシテモ、
畢竟ソレハ紙上ノ空文ニナツテシマツテ、
魂ノ入ラナイ仕事ニナル虞ガ多分ニアルト
考ヘマスルノデ、今日ノ所ニ於キマシテハ、
出來ル限り左様ナ心構ヘノ確立ヲシ、ソレ
ヲ職場ニ實踐スルト云フコトノ上ニ全力ヲ
注イデ參リタイ、斯様ナ考デ居リマス次第
デアリマス

賃金ノ規整ハゴザイマスルガ、ソレ以外ノ
事業ニ付キマシテハ、初給賃金ノ規定モマ
ダゴザイマセヌ、又初給賃金以外ノ熟練工
ノ適正賃金ト云フモノガ定メラレテ居リマ
セヌ、恰モ物價ニ於ケルト同様ニ、又物價
ノ基礎ヲ成シマスル大切ナ條件ト致シマシ
テ、適正ナ賃金ト云フモノガ確立セラレマ
スルコトハ、極メテ大切デアルト考ヘテ居
リマスルノデ、今日マデ初給賃金ノ定メラ
テ居リマセヌ分野ニ於ケル初給賃金ノ適正
ナ定メ方、茲ニ初給賃金以外ノ賃金ニ付キ
マシテノ適正化ヲ圖リマスル爲ノ基準ノ決
定ト云フコトニ付キマシテハ、御指摘ニナ
リマシタ通リニ、賃金委員會其ノ他ノ機構
ヲ活用致シマシテ、出來得ル限り速ニ其ノ
何等カノ決定ヲ致シタイト思ウテ居ルノデ
アリマス、今日ハソレ等ノ決定ヲ致スコト
ニ付キマシテノ事務的準備、資料ノ整備等
ニ、全力ヲ擧ゲテ居リマスル次第デアリマ
スルノデ、出來ル限り速ニソレ等ノコトノ
實行セラレマスルヤウニ努メル覺悟デ居リ
マス、尙ホ労働爭議ノ最近ニ於ケル趨勢ハ、
多ク生活ノ困難ト云フコトカラ來テ居ルモ
ノガ多イノデハナイカト云フヤウナ御話デ
日本國民ノ時局ニ對スル覺悟認識カラデゴ
シマシテ、私非常ニ感激致シテ居ルノデア

リマスガ、サレバト云ツテ國民ノ生活ガ困难ニナツテアリマス、戰時體制ヲ確立致シマス爲ニハ、戰時生活ノ確立、最低限度ノ生活ノ確保ト云フコトハ、何處マデモ大切ナコトデアリマスノデ、其ノ點ニ付キマシテハ、賃金政策カラ一方工夫致シマスルト同時ニ、生活必需品ノ價格ノ低ト、ソレノ確定ト云フコトヲ確保致シタイ心構ヘデ、種種工夫致シテ居ル次第ゴザイマス、是モ速ニ工夫ト云フコトノ域ヲ離レマシテ、出来得ル限リ速ニ實踐ニ入ラネバナラスト云フコトハ、全ク御同感デアリマス。

次ニ青少年ノ雇入制限令ニ依ツテ、銃後產業ニ必要ナ勞務ノ移動ノ規制ヲシテ居ルガ、ソレダケデハ十分デナイノデハナイカ、戰時ノ増産手當ト云フヤウナモノヲ規定スル意思ハナイカト云フ御尋ゴザイマス、御質問ニ指摘セラレマシタ通りニ、今日ニ於ケル生活難ノ若干ヲ緩和致シマスル爲ニ、極メテ少額ノ家族手當ト云フモノヲ支給スルコトニ致シマシタ、無論當局ハ此ノ家族手當ノミラ以テシテ、勞務者ノ戰時生活ヲ確保シ得ル程十分ナモノデアルトハ考ヘテ居リマセヌ、只今申シマシタ通りニ速ニ適正貢金ヲ定メ、又出来得ル限リ實生活ニ必要缺クベカラザル品物ノ低下確立ヲ圖ルト云フコトニ全力ヲ注グコトト併セマシテ、初

メテ家族手當モ其ノ意味ヲナスカト思フノアリマス、只今規定致シ、支給致シテ居場ノ必要ニ應ズル爲ニ、甚ダ若干デハアリマスルガ、政府ト致シマシテ出來ル得リノ節圍ニ於キマシテ奮發シタト云フニ過ギテ程度デアリマスルノデ、出來得ル限リ演ニ勞務者ノ生活確立ト云フコトノ上ニ於マシテ見透シノ付キマスル、モツトシヅカトヨリシタ規定ニ直サネバナラスト思フノデアリマス、其ノ名稱ヲ何ト名付ケルカト云フコトハ、必ズシモ例トシテ御舉ゲニナリマシタヤウナ名稱ニナリマスルカドウデアリマスルカ、ソレハ今日カラ豫メ御約束ハ山來ナイノデアリマス、事ノ實體ハ速ニ之ヲ實現スル必要アリト考ヘテ居ルノデアリマス

勞務者ノ健康ヲ損ヒ、製品ノ不合格品ガ多クナリ、災害ガ増加スル、諸々ノ禍ヲ生ズノデアリマスルノデ、適當ナ時間、適當ナ労働方法ニ依リマシテ、勞務者ニ働イテ貰フト云フコトハ、ドウシテモ大切ナコトニナリマス、ソレガ如何ニ定メラレルカト云フコトハ、具體的ノ問題トシテ非常ニ困難ナコトナノデアリマス、現在ハ御承知ノ通りニ機械工業及ビ金屬工業ニ於キマシテハ、此ノ時局ニ伴ヒマシテ、其ノ方面ノ災害ノ増發、或ハ製品ノ價值ノ低下等ノ憂慮カラ致シマシテ、青年男子ハ十二時間ヲ標準トシ、女子茲ニ十六歳未満ノ人々ハ十一時間ヲ標準トスルト云フヤウニ、差當リ基準ヲ決メテゴザイマスルガ、是ダケデ十分デアルトモ考ヘラレマセヌ、此ノ事ニ付キマシテハ、モウ少シ實地ニ人間茲ニ産業雙方ノ科學的基礎ニ立ツタシツカリシタ研究ガ、假令之ヲ法制化スルニ致シマシテモ、或ハ指導ノ上ノ標準ニスルニ致シマシテモ、左様ナ科學的ナ、合理的ナ基礎ト云フモノガ、マスル有ユル研究機關、ソレドヽニ活動ヲシテ貰ヒマシテ、出來ル限り左様ナ方面ニソレ等ノ問題ニ付テハ、厚生省所管デアリマスル有ユル研究機關、ソレドヽニ活動ヲニ努メテ參リタイト著ヘテ居ルノデアリマス、其ノ結論ヲ得ラレマシタ向キノ申中ノ必究ト云フモノノ、一日モ速ニ確立スルヤウ要ナモノハ、ソレハ必要ニ應ジマシテ法制

化致シテモ宜シト思フノデアリマス、法律ヲ出スト云フコトヨリモ何ヨリモ、其ノ實施ヲ實情ニ適シテ正確ニ確立ヲスルト云アルト思フノデアリマス。次ニ勞務動員ノ實績ニ付テ種々御批判ガゴザイマシタ、勞務動員計畫ヲ其ノ要求通りニ實踐ラシ、今日ノ我國ノ銃後產業ノ勞務充足ヲ致シテ參ルト云フコトハ、趣メテ大切ナコトデアルト同時ニ、實ハ非常ニ幾シマスレバ、今マデ此ノ勞務動員ヲ實踐スルニ付キマシテノ基礎資料、調、我國ノ人口ノ實情ガドウデアルカ、產業ニ適シタ人間ガ何處ニドレ位居ルカト云フヤウナコトノ調ガ、十分備ツテ居ラナカツタト云フ事情中権機關デアルベキ職業紹介機關、今日ノ法案ニ於テ御審議ヲ願ツテ居リマス職業紹介機關ト云フモノモ、ツイ最近ニ於キマシテ是ガ國營ニ移サレ、今度ノ法案ニ依リマシテ、ヤツト是ガ地方費ノ負擔ト云フコトカラ國費ノ運營ニ移サレルヤウナ、左様ナ場合デゴザイマスノデ、種々洵ニ十分ト申上ゲ兼ネルヤウナ事象モアルコトヲ、當局トシテモ之ヲ認ヌザルヲ得ナイコトデゴザイマス、出來得マスル限リ速ニ今回ノ如ク職業紹介機關ガ國家ノ機關デアリ、勞務動員ノ中心機關デアルト云フ建前ニ於ケル法制ノ改革ノアリマスル、斯様ナ時期ヲ機會

ト致シマシテ、出來得ル限リ職業紹介機關ノ充實、又勞務ヲ動員スルニ付キマシテノ、ソレハノ勞務者ノ適性、適材適所トシテアルト思フノデアリマス。次ニ勞務動員ノ實績ニ付テ種々御批判ガゴザイマシタ、勞務動員計畫ヲ其ノ要求通りニ實踐ラシ、今日ノ我國ノ銃後產業ノ勞務管理ノ實踐ラシ、今日ノ我國ノ銃後產業ノ勞務充足ヲ致シテ參ルト云フコトハ、趣メテ大切ナコトデアルト同時ニ、實ハ非常ニ幾シマスレバ、今マデ此ノ勞務動員ヲ實踐スルニ付キマシテノ基礎資料、調、我國ノ人口ノ實情ガドウデアルカ、產業ニ適シタ人間ガ何處ニドレ位居ルカト云フヤウナコトノ調ガ、十分備ツテ居ラナカツタト云フ事情中権機關デアルベキ職業紹介機關、今日ノ法案ニ於テ御審議ヲ願ツテ居リマス職業紹介機關ト云フモノモ、ツイ最近ニ於キマシテ是ガ國營ニ移サレ、今度ノ法案ニ依リマシテ、ヤツト是ガ地方費ノ負擔ト云フコトカラ國費ノ運營ニ移サレルヤウナ、左様ナ場合デゴザイマスノデ、種々洵ニ十分ト申上ゲ兼ネルヤウナ事象モアルコトヲ、當局トシテモ之ヲ認ヌザルヲ得ナイコトデゴザイマス、出來得マスル限リ速ニ今回ノ如ク職業紹介機關ガ國家ノ機關デアリ、勞務動員ノ中心機關デアルト云フ建前ニ於ケル法制ノ改革ノアリマスル、斯様ナ時期ヲ機會

ト致シマシテ、出來得ル限リ職業紹介機關ノ充實、又勞務ヲ動員スルニ付キマシテノ、ソレハノ勞務者ノ適性、適材適所トシテアルト思フノデアリマス。次ニ勞務動員ノ實績ニ付テ種々御批判ガゴザイマシタ、勞務動員計畫ヲ其ノ要求通りニ實踐ラシ、今日ノ我國ノ銃後產業ノ勞務管理ノ實踐ラシ、今日ノ我國ノ銃後產業ノ勞務充足ヲ致シテ參ルト云フコトハ、趣メテ大切ナコトデアルト同時ニ、實ハ非常ニ幾シマスレバ、今マデ此ノ勞務動員ヲ實踐スルニ付キマシテノ基礎資料、調、我國ノ人口ノ實情ガドウデアルカ、產業ニ適シタ人間ガ何處ニドレ位居ルカト云フヤウナコトノ調ガ、十分備ツテ居ラナカツタト云フ事情中権機關デアルベキ職業紹介機關、今日ノ法案ニ於テ御審議ヲ願ツテ居リマス職業紹介機關ト云フモノモ、ツイ最近ニ於キマシテ是ガ國營ニ移サレ、今度ノ法案ニ依リマシテ、ヤツト是ガ地方費ノ負擔ト云フコトカラ國費ノ運營ニ移サレルヤウナ、左様ナ場合デゴザイマスノデ、種々洵ニ十分ト申上ゲ兼ネルヤウナ事象モアルコトヲ、當局トシテモ之ヲ認ヌザルヲ得ナイコトデゴザイマス、出來得マスル限リ速ニ今回ノ如ク職業紹介機關ガ國家ノ機關デアリ、勞務動員ノ中心機關デアルト云フ建前ニ於ケル法制ノ改革ノアリマスル、斯様ナ時期ヲ機會

ト致シマシテ、出來得ル限リ職業紹介機關ノ充實、又勞務ヲ動員スルニ付キマシテノ、ソレハノ勞務者ノ適性、適材適所トシテアルト思フノデアリマス。次ニ勞務動員ノ實績ニ付テ種々御批判ガゴザイマシタ、勞務動員計畫ヲ其ノ要求通りニ實踐ラシ、今日ノ我國ノ銃後產業ノ勞務管理ノ實踐ラシ、今日ノ我國ノ銃後產業ノ勞務充足ヲ致シテ參ルト云フコトハ、趣メテ大切ナコトデアルト同時ニ、實ハ非常ニ幾シマスレバ、今マデ此ノ勞務動員ヲ實踐スルニ付キマシテノ基礎資料、調、我國ノ人口ノ實情ガドウデアルカ、產業ニ適シタ人間ガ何處ニドレ位居ルカト云フヤウナコトノ調ガ、十分備ツテ居ラナカツタト云フ事情中権機關デアルベキ職業紹介機關、今日ノ法案ニ於テ御審議ヲ願ツテ居リマス職業紹介機關ト云フモノモ、ツイ最近ニ於キマシテ是ガ國營ニ移サレ、今度ノ法案ニ依リマシテ、ヤツト是ガ地方費ノ負擔ト云フコトカラ國費ノ運營ニ移サレルヤウナ、左様ナ場合デゴザイマスノデ、種々洵ニ十分ト申上ゲ兼ネルヤウナ事象モアルコトヲ、當局トシテモ之ヲ認ヌザルヲ得ナイコトデゴザイマス、出來得マスル限リ速ニ今回ノ如ク職業紹介機關ガ國家ノ機關デアリ、勞務動員ノ中心機關デアルト云フ建前ニ於ケル法制ノ改革ノアリマスル、斯様ナ時期ヲ機會

機械工業方面ニ於テモ示シ得ル適性ヲ持ツ
テ居ルノデアリマス、是ハ實例ノ極メテ明
ニ説明スル所デゴザイマスルシ、又我國產
業ノ強味デアリ、我國ノ婦人ノ優秀性ノ現
ハレデアルト私共ハ考ヘルノデアリマス
ガ、サレバト申シマシテ、此ノ婦人が體力
不相應ノ、又婦人ニ不適當ナヤウナ無理ナ
仕事ヲ充ガハレテ、其ノ爲ニ健康ヲ損ズ
ル、母體ヲ損ヒ、日本ノ人口ノ増殖ト云フ
コトノ根本ニ禍ヲ爲スト云フコトニナリマ
シテハ、洵ニ一大事デゴザイマス、今日マ
デ其ノ方面ノ研究ガ十分デアツタハ、必
ズシモ言ヒ兼ネルト思ヒマスノデ、今日ノ
婦人ノ產業界ニ於ケル進出ノ勢ト併セマシ
テ、此ノ方面ニ於テモ生理、衛生、其ノ他
科學的方面カラ十分ナ研究ヲ既ニ始メテ居
ルノデアリマス、是モ方向ヲ誤ラヌヤウナ
適當ナ指導ヲ與ヘル必要ガアルノデアリマ
ス、其ノ點ニ付キマシテハ十分努力ヲサシ
テ戴キタイト思フノデアリマス

ソレカラ青少年ノ雇入制限ト併セテ、青少
年ノ職業及ビ生活ヲ國家管理ニ移ス意思ハナ
イカト云フ御話デアリマシタ、今回國民ノ體
力ニ付キマシテノ國家管理ノ法案ガ、近ク御
審議ヲ仰ギマス運ビニナツテ居リマスコトハ、
御指摘ニナリマシタ通リデアリマス、是ハ
其ノ時ニ又御説明ヲ申上グベキコトデアル
ト思ヒマスガ、國民ノ體力ヲ國家ガ管理ス
ルト申シマスノハ、必ズシモ何モ彼モ國民
衛生ノコトハ國家ノミガヤツテ、個人或ハ

其ノ家族ハヤラナイト云フ意味デハナイノ
デアリマス、同様ニ青少年ノ勞務ノ問題ニ
付キマシテモ、最初ニ申シマシタ通リニ、
其ノ職場デ勞資一體ノ實ガ學ツテ、其ノ一
體ニナツタモノガ國家産業ノ爲ニ寄與スル、
斯ウ云フコトニナリマスコトガ理想デアル
ト考ヘマスノデ、形式的ニ之ヲ取上ゲテ、
青少年ノ勞務ハ國家ダケガ管理シテ工場ノ
與ル所デハナイ、左様ニ制度ニ改メルト云
フ考ハ、當局トシテハ持ツテ居ラナイノデ
アリマス

ハ、不行届ノコトガアツテハナリマセヌノ
デ、十分是ハ注意サシテ戴キタイト思ヒマ
ス

○講長（小山松齋君） 是ニテ質疑ハ終了致
シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ
選舉ニ付テ御諮り致シマス

○鴨部崎市君 本案ハ政府提出、市町村義務
教育費國庫負擔法改正法律案外一件委員
ニ併セ付託セラレントヲ望ミマズ

○議長（小山松齋君） 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（小山松齋君） 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第
三、樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公
債發行ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマ
ス——木村大藏政務次官

○議長（小山松壽君）是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案外一件委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマズ

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍て動議ノ如ク決シマシタ——日程第三、樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——木村大藏政務次官

第三 樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收
ノ爲公債發行ニ關スル法律案（政府
提出）

第一讀會

○ 権太鐵道株式會社ノ經營ニ屬シマスル鐵道ハ、國鐵東海岸線落合驛ヨリ東海岸フ北上致シマシテ、數香ミ至ル延長二百四十餘軒ノ私設鐵道デアリマスガ、本鐵道ハ當初財政其ノ他ノ事情ニ依リマシテ、國鐵代行線トシテ敷設セラレタル、権太ニ於ケル交通竝ニ拓殖上ノ重要幹線デアリマスノミナラズ、國防上ニ於テモ亦重大ナル使命ヲ有シテ居リマスノデ、國有鐵道ノ運輸系統及び連絡整備ノ必要上等ヨリ、昭和十五年度ニ於テ之ヲ買收スルヲ適當ト認メマシタル爲、其ノ買收代價トシテ交付スベキ公債ヲ發行シ得ルコトトスルノ必要ガアリマスノデ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス（拍手）

公債發行ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス
樺太鐵道株式會社ノ經營ニ屬シマスル鐵道ハ、國鐵東海岸線落合驛ヨリ東海岸ヲ北上致シマシテ、數香ニ至ル延長二百四十五餘軒ノ私設鐵道ニアリマスガ、本鐵道ハ當初財政其ノ他ノ事情ニ依リマシテ、國鐵代行線トシテ敷設セラレタル、樺太ニ於ケル交通竝ニ拓殖上ノ重要幹線ニアリマスノミナラズ、國防上ニ於テモ亦重大ナル使命ヲ有シテ居リマスノデ、國有鐵道ノ運輸系統及び連絡整備ノ必要上等ヨリ、昭和十五年度ニ於テ之ヲ買收スルヲ適當ト認メマシタル爲、其ノ買收代價トシテ交付スペキ公債ヲ發行シ得ルコトトスルノ必要ガアリマスノデ、本法律案ヲ提出致シタ次第アリマス、何卒御審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス（拍手）
○議長（小山松壽君） 本案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス
ンコトヲ望ミマス
○服部崎市君 本案ハ政府提出、船員保險特別會計法案外四件委員ニ併セ付託セラレ
議アリマセヌカ

公債發行ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス
樺太鐵道株式會社ノ經營ニ屬シマスル鐵道ハ、國鐵東海岸線落合驛ヨリ東海岸ヲ北上致シマシテ、數香ニ至ル延長二百四十五餘秆ノ私設鐵道ニアリマスガ、本鐵道ハ當初財政其ノ他ノ事情ニ依リマシテ、國鐵代行線トシテ敷設セラレタル、樺太ニ於ケル交通竝ニ拓殖上ノ重要幹線ニアリマスノミナラズ、國防上ニ於テモ亦重大ナル使命ヲ有シテ居リマスノデ、國有鐵道ノ運輸系統及び連絡敷備ノ必要上等ヨリ、昭和十五年度ニ於テ之ヲ買收スルヲ適當ト認メマシタル爲、其ノ買收代價トシテ交付スペキ公債ヲ發行シ得ルコトトスルノ必要ガアリマスノデ、本法律案ヲ提出致シタ次第ニアリマス、何卒御審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○服部崎市君 特別會計法案外四件委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

一讀會ヲ開キマス——加藤商工政務次官

第四 商工組合中央金庫法中改正法律
案(政府提出) 第一讀會

商工組合中央金庫法中改正法律案
商工組合中央金庫法中改正法律案

商工組合中央金庫法中改正法律
商工組合中央金庫法中改正法律案

工組合中央金庫ガ政府資金ノ融通ヲ爲
ス場合ニハ之ヲ適用セズ

商工組合中央金庫ガ政府資金以外ノ資
金ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テハ政府資金
ノ融通ノ額及之ヲ爲ス爲發行スル商工
債券ノ額ハ前條第三項ノ制限ノ計算上
之ヲ算入セズ

第三十二條ニ左ノ一項ヲ加フ
商工債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行
スルコトヲ得

第五十四條 削除

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前ニ登記事由ノ生ジタル場合ニ
於テハ其ノ登記ノ期間ハ仍從前ノ例ニ依
ル

(政府委員加藤鎌五郎君登壇)

○政府委員(加藤鎌五郎君) 商工組合中央
金庫法中改正法律案提案理由ヲ簡單ニ説明
致シマス

商工組合中央金庫ハ昭和十一年末設立セ
ラレマシテヨリ、商工關係組合ノ金融難綏
和ノ爲相當貢獻致シテ參りマシタガ、支那
事變ニ基ク經濟統制ノ強化ニ伴ヒマシテ、
中小商工業者ノ組織化ヲ促進致シマス爲ニ
モ、將又物資ノ配給統制等ニ依ル休失業者
ノ轉業ヲ促進致シマス爲ニモ、商工關係組合
ニ對スル金融ヲ圓滑ナラシメル必要ガ、最
近特ニ增大致シテ參リマシタノデ、商工組
合中央金庫ノ業務ヲ之ニ適應セシメル爲、

今回本法ノ一部改正ヲ致シタイト存ジマス
今改正ノ主要ナ點ヲ擧ゲマスレバ、第一

○議長(小山松壽君) 異議ナシト認メマス、
二貸付期限五年ヲ超ユル長期ノ割賦貸付ニ
關スル制限ヲ緩和致シマシテ、政府資金ノ
融通ヲ爲ス場合ニハ、其ノ制限規定ヲ適用
セザルコトトシ、長期資金ノ融通ヲ圓滑ナ
タノデ、短期資金ノ手當ヲ容易ナラ
シムル爲ニ、商工債券ノ割引發行ヲ認ムル
コトト致シタ次第アリマス、第三ハ金庫
ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ、其ノ出
資拂込金ノ受入又ハ其ノ配當金ノ支拂ノ取
扱ヲ、金庫ノ業務トシテ爲シ得ル途ヲ開
キ、金庫ト組合トノ關係ヲ一層密接ナラシ
メント致シタコト等デゴザイマス、尙ほ詳
細ハ委員會ニ於テ申上ゲルコトト致シタイ
ト存ジマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛ア
ランコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○議長(小山松壽君) 木村大
ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——木村大

藏政務次官

○議長(小山松壽君) 木村大
ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——木村大

アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 異議ナシト認メマス、
日程第五、家屋稅法案、日程第六、所得稅
法人稅内外地關涉法案、日程第七、昭和十
二年法律第十四號中改正法律案、日程第
八、大正十三年法律第六號中改正法律案、
日程第九、アルコール製造事業等ニ對スル
所得稅等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律案、
日程第十、租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫
法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律案、右六案
ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——木村大

藏政務次官

○議長(小山松壽君) 木村大
ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——木村大

藏政務次官

第一讀會

家屋税法案

家屋税法目次

第一章 総則

第二章 賃貸價格ノ調査決定

第三章 家屋ノ異動

第四章 家屋賃貸價格調査委員會

第五章 家屋税ノ徵收

第六章 雜則

家屋税法

第一章 総則

第一條 本法施行地ニ在ル家屋ニハ本法

ニ依リ家屋税ヲ課ス

第二條 本法ニ於テ家屋トハ住家、店舗、

工場、倉庫其ノ他ノ建物ヲ謂フ。

第三條 左ニ掲タル家屋ニハ家屋税ヲ課ス

セズ但シ有料借家ハ此ノ限ニ在ラズ

第一國、北海道、府縣、市町村其ノ他

命令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ

公用又ハ公共ノ用ニ供スル家屋

二 神社、寺院又ハ教會ノ用ニ供スル

家屋

三 國寶保存法又ハ史蹟名勝天然紀念

物保存法ニ依リ國寶又ハ史蹟若ハ名

勝トシテ指定セラレタル家屋

四 私立ノ幼稚園、小學校、中學校、

高等女學校、實業學校、專門學校、

高等學校及大學並ニ大藏大臣ノ指定

スル其ノ他ノ私立學校ニ於テ直接ニ

保育又ハ教育ノ用ニ供スル家屋

第四條 家屋ニハ一個毎ニ家屋番號ヲ附
シ其ノ床面積及賃貸價格ヲ定ム但シ家
屋税ヲ課セザル家屋ニ付テハ賃貸價格
ヲ附セズ

第七條 家屋税ノ税率ハ百分ノ一・七五
トス

第十四條 賃貸價格ヲ一般ニ定ムル年
前前年四月二日以後賃貸價格ヲ一般ニ
定ムル迄ノ間ニ於テ異動シタル家屋ニ
付テハ一般ニ定ムル賃貸價格ハ第十一
條第一項又ハ第二十二條第一項ノ例ニ
準ジ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ
定ム

前項ノ場合ニ於テ附屬家屋アルトキハ
之ヲ合シタルモノヲ以テ一個ノ家屋ト
看做ス

第八條 家屋税ハ年額ヲ二分シ左ノ二期
ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 其ノ年六月一日ヨリ三十日限
第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限
限

第九條 家屋税ハ納期開始ノ時ニ於テ家
屋臺帳ニ所有者トシテ登録セラレタル
者ヨリ之ヲ徵收ス

第十條 賃貸價格ノ調査決定

第一項及第二十二條第一項ニ規定スル
場合ヲ除クノ外家屋賃貸價格調査委員
會ノ議ニ付シ政府ニ於テ之ヲ定ム

第十一條 第十七條又ハ第十九條ノ規定
ニ依リ賃貸價格ヲ定ムル場合ニ於テハ
其ノ賃貸價格ハ類似ノ家屋ノ家屋臺帳
ニ登録シタル賃貸價格ニ比準シ其ノ家
屋ノ情況ニ應ジテ之ヲ定ム

第十二條 第十一条ノ規定ニ依リ申告
ナキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ
政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ定ム

第十三條 賃貸價格ハ五年毎ニ一般ニ之
ヲ改定ス

第十四條 賃貸價格ヲ一般ニ定ムル場合
ニ於テハ賃貸價格ハ之ヲ定ムル年ノ前
主ノ收得スベキ一年分ノ金額ニ依リ之
ヲ定ム

第十五條 本法ニ定ムルモノノ外家屋臺帳ニ
稅ヲ課セザル家屋ガ家屋税ヲ課スル家
屋ト爲リタルトキ又ハ家屋所有者ハ三十日以
内ニ其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第十六條 家屋ヲ建築シタルトキ、家屋
稅ヲ課セザル家屋ガ家屋税ヲ課スル家
屋ト爲リタルトキ又ハ家屋税ヲ課セザ
ル家屋ノ一部ガ家屋税ヲ課スルモノト
爲リタルトキハ家屋所有者ハ三十日以
内ニ其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第十七條 家屋ヲ建築シタルトキ、家屋
稅ヲ課セザル家屋ガ家屋税ヲ課スル家
屋ト爲リタルトキ又ハ家屋税ヲ課セザ
ル家屋ノ一部ガ家屋税ヲ課スルモノト
爲リタルトキハ直ニ其ノ賃貸價格ヲ定
ム

第十八條 家屋ヲ増築シタルトキハ家屋
所有者ハ三十日以内ニ其ノ旨ヲ稅務署
長ニ申告スベシ

第十九條 家屋ヲ増築シタルトキハ直ニ
其ノ賃貸價格ヲ定ム

第二十條 第十七條又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ定メタル家屋ニ付テハ之ヲ定メタル日ガ六月三十日以前ナルトキハ其ノ年ノ第二期分ヨリ、七月一日以後ナルトキハ其ノ年ノ翌年分ヨリ新ニ定メタル賃貸價格ニ依リ家屋稅ヲ徵收ス

前條第二項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ定メタル家屋ニ付テハ之ヲ定メタル後ニ開始スル納期ヨリ新ニ定メタル賃貸價格ニ依リ家屋稅ヲ徵收ス

第二十一條 一家屋ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生ジタルトキハ家屋所有者ハ其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スペシ
一 一個ノ家屋ガ數個ノ家屋ト爲リタルトキ

二 數個ノ家屋ガ一個ノ家屋ト爲リタルトキ

三 家屋稅ヲ課スル家屋ノ一部ガ家屋稅ヲ課セザルモノト爲リタルトキ

四 家屋ノ一部ガ所有者ヲ異ニスルニ至リタルトキ

第一十二條 家屋ガ前條各號ノ一ニ該當スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ賃貸價格ヲ配分又ハ合算シテ家屋稅ヲ課スベキ家屋ノ賃貸價格ヲ定ム

前項ノ家屋ニ付テハ其ノ賃貸價格ヲ定メ

タル後ニ開始スル納期ヨリ其ノ賃貸價格ニ依リ家屋稅ヲ徵收ス
家屋ガ滅失シタルトキハ其ノ旨ノ申告アリタル後ニ開始スル納期ヨリ家屋稅ヲ徵收セズ家屋稅ヲ課スル家屋ノ一部ガ家屋稅ヲ課セザルモノト爲リタル場合ニ於テ其ノ部分ニ付亦同ジ

第四章 家屋賃貸價格調査委員會

第一十四條 賃貸價格ヲ一般ニ定ムル毎二年各稅務署所轄内ニ家屋賃貸價格調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ賃貸價格調査委員會ヲ置クコトヲ得
賃貸價格調査委員會ハ之ヲ置クベキ區域内ノ各市町村ニ於テ家屋稅ヲ課スベキ家屋ノ所有者ノ選舉ニ依ル調査委員ヲ以テ之ヲ組織ス
調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十五條 調査委員ノ選舉區域ハ賃貸價格調査委員會ヲ置クベキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル
第一六條 選舉區域内ニ於テ家屋稅ヲ課スベキ家屋ヲ所有スル個人ニシテ選舉人名簿ニ登録セラレタル者ハ調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セラルルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

四 六年ノ徵役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

五 六年未満ノ徵役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六 第六十五條又ハ第六十六條ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リタル後又ハ時效ニ因ル場合ヲ除クノ外執行ノ免除ヲ受ケタル後五年ヲ經ザル者

七 第六十條、第六十三條又ハ第六十四條乃至第六十六條ノ規定ニ依リ罰金又ハ科料ノ刑ニ處セラレ其ノ裁判確定ノ後五年ヲ經ザル者

法人ニシテ家屋税ヲ課スベキ家屋ヲ所有スル者ハ前項ノ規定ニ準ジ調査委員ヲ選舉スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ選舉ニ關スル代表者ヲ定メ當該市町村長ニ申告スベシ

第一項各號ノニ該當スル者ハ前項ノ規定ニ依ル法人ノ代表者タルコトヲ得ズ選舉人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 投票及開票ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ擔任シ其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第二十九條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時簡内ニ自ラ投票所ニ到リ被選舉人一人ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ

投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付ス

第三十條 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告スベシ

第三十一條 稅務署長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選舉會ヲ開キ之ヲ調査スベシ

第三十二條 投票、開票及選舉會ニハ立會人ヲ立會ハシムベシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同ジキトキハ年齢多キ者ヲ取リ年齢同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 調査委員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市町村長ニ通知スベシ

期日ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スベシ市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前其ノ旨ヲ公示スペシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ

當選人ノ氏名ヲ公示スベシ

第三十五條 調査委員ニ當選シタル者ハ
正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ
得ズ

第三十六條 調査委員ハ賃貸價格調査委
員會ノ會議終了ニ因リ退任ス

第三十七條 調査委員第二十六條第一項
各號ノニ該當スルニ至リタルトキ又

ハ其ノ選舉區域内ニ於テ家屋稅ヲ課ス
ベキ家屋ヲ所有セザルニ至リタルトキ
ハ其ノ職ヲ失フ

第三十八條 調査委員ニ缺員ヲ生ジタル
トキハ當選人ト爲ラザリシ者ノ中投票
ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次之ヲ補充
シ投票ノ數同ジキトキ八年齡多キ者ヲ
取り年齡同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ
定ム

第三十九條 規定ハ前項ノ場合ニ付之
ヲ準用ス

第三十九條 調査委員ノ選舉ニ於テ當選
人ノ數が定數ニ達セザルトキ又ハ調査
委員ニ缺員ヲ生ジ前條ノ規定ニ依リ補
充スペキ者ナキトキハ補缺選舉ヲ行フ
但シ賃貸價格調査委員會開會後缺員ヲ
生ジタル場合ニ於テハ之ヲ行ハザルコ
トヲ得
第四十條 賃貸價格調査委員會ハ稅務署
長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク其ノ開會日數
ハ三十日以内トス

第四十一條 稅務署長ハ第十三條ノ規定

ニ依リ調査シタル賃貸價格ノ調査書ヲ

賃貸價格調査委員會ニ提出スベシ

第四十二條 賃貸價格調査委員會ハ開會
ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選舉
スベシ

第四十三條 賃貸價格調査委員會ハ定員
ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非ザレ
バ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可
否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依
ル

第四十四條 調査委員ハ自己及自己ト同
一戸籍内ニ在ル者ガ所有スル家屋ノ賃
貸價格ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ズ

第四十五條 賃貸價格ヲ一般ニ定ムル年
ノ前年十月三十一日迄ニ賃貸價格調査
委員會成立セザルトキハ稅務所長ニ於
テ其ノ賃貸價格ヲ定ム

賃貸價格調査委員會開會ノ日ヨリ第四
十條ノ期間内又ハ前項ノ期日迄ニ決議
終了セザルトキハ稅務所長ニ於テ其ノ
賃貸價格ヲ定ム

第四十六條 稅務署長ハ賃貸價格調査委
員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ十日

以内ノ期間ヲ定メ再議ニ付ス仍其ノ決
議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再議期間内
ニ決議終了セザルトキハ稅務署長ニ於
テ其ノ賃貸價格ヲ定ム

第四十七條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ
同一市町村内ニ於ケル家屋ノ賃貸價格
第五章 家屋稅ノ徵收

第五十九條 市町村ハ家屋稅ノ納期毎ニ
其ノ納期開始前十五日迄ニ賃貸價格及
家屋稅ノ總額並ニ其ノ各納期ニ於ケル
納額ヲ稅務署長ニ報告スベシ但シ前報
告後異動ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ
タルトキハ稅務署長ハ之ヲ市町村長ニ
通知スベシ

第四十九條 第十條、第四十五條又ハ第
四十六條ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ定メ
タルトキハ稅務署長ハ之ヲ市町村長ニ
通知スベシ

第五十條 自己ノ所有スル家屋ノ賃貸價
格ニ付異議アル者ハ前條ノ縱覽期間満
了ノ日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ
具シ稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長
ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 前條第一項ノ申立アリタル
トキハ稅務監督局長ハ之ヲ審査決定シ
異議申立て人ニ通知スベシ

第五十二條 前條ノ決定ニ對シ不服アル
者ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴
スルコトヲ得

第五十三條 稅務署長ハ家屋ノ異動ニ因リ
市町村内ニ現住セザルトキハ家屋稅ニ
關スル事項ヲ處理セシムル爲其ノ地ニ
於テ納稅管理人ヲ定メ當該市町村長ニ
申告スベシ

第五十五條 市町村ハ家屋稅ノ納期毎ニ
ノ合計金額ニ依リ算出シ之ヲ徵收ス但
シ賃貸價格ノ合計金額ガ命令ヲ以テ定
ムル金額ニ滿タザルトキハ家屋稅ヲ徵
收セズ

第五十六條 稅務署長家屋ノ異動ニ因リ
家屋番號、種類、構造、床面積又ハ賃
貸價格ヲ家屋臺帳ニ登錄シタルトキ又
ハ登錄ヲ變更シタルトキハ家屋所在ノ
市町村ヲ經由シ家屋所有者ニ通知スベ
シ

第五十七條 納稅義務者其ノ家屋所在ノ
市町村内ニ現住セザルトキハ家屋稅ニ
關スル事項ヲ處理セシムル爲其ノ地ニ
於テ納稅管理人ヲ定メ當該市町村長ニ
申告スベシ

第五十八條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ
調査上心要アルトキハ家屋ノ所有者、
占有者其ノ他利害關係人ニ對シ質問ヲ
爲シ又ハ日出ヨリ日沒迄ノ間家屋ノ檢
查ヲ爲スコトヲ得

第五十九條 本法ニ依リ申告ヲ爲スベキ

義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ爲サザルト
キハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

第六十條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ
家屋稅ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタ
ル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料

ニ處シ直ニ其ノ家屋稅ヲ徵收ス但シ自
首シ又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其
ノ罪ヲ問ハズ

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十
八條第三項但書、第三十九條第二項、

第四十條、第四十一條、第四十八條第
二項、第六十三條及第六十六條ノ規定
ヲ適用セズ

第六十一條 本法ニ依リ申告ヲ爲スベキ
義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ爲サズ仍テ
家屋稅ニ不足額アルトキハ直ニ之ヲ徵
收ス

第六十二條 前二條ノ規定ニ依リ家屋稅
ヲ徵收スル場合ニ於テハ第五十四條ノ
規定ニ拘ラズ當該家屋一個毎ニ其ノ家
屋稅ヲ算出ス

第六十三條 正當ノ事由ナクシテ第五十
八條ノ規定ニ依ル家屋ノ検査ヲ拒ミ、
妨げ又ハ忌避シタル者ハ百圓以下ノ罰
金ニ處ス

第六十四條 賃貸價格ノ調査若ハ審査ノ
事務ニ從事シ又ハ賃貸價格調査委員會
ノ議事ニ參加シタル者其ノ調査、審査
又ハ議事ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ
事由ナクシテ漏洩シタルトキハ千圓以

下ノ罰金ニ處ス
第六十五條 調査委員ノ選舉ニ關シ當選
ヲ得又ハ得シメ若ハ得シメザル目的ヲ
以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢
物品其ノ他ノ財產上ノ利益若ハ公私ノ
職務ノ供與ヲ爲シ、饗應接待ヲ爲シ又
ハ其等ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ
三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以

下ノ罰金ニ處ス
前項ノ供與若ハ饗應接待ヲ受ケ若ハ要
求シ又ハ其等ノ申込ヲ承諾シタル者亦
前項ニ同ジ

第六十六條 調査委員ノ選舉ニ關シ投票
ヲ得又ハ得シメ若ハ得シメザル目的ヲ
以テ戸別訪問ヲ爲シ又ハ連續シテ個々
ノ選舉人ニ面接シ若ハ電話ニ依リ選舉
運動ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又
ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務
ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモ
ノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、
其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

第六十八條 本法ハ國有ノ家屋ニハ之ヲ
定ハ昭和十七年分家屋稅ヨリ之ヲ適用
ス

第六十九條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ適
用セズ

第七十條 第四條及第五條ノ規定ハ賞分
ノ内家屋稅ヲ課セザル家屋ニ付之ヲ適
用セズ

第七十一條 家屋稅ニ付爲スベキ第一回
ノ一般ノ賃貸價格調査ハ昭和十五年七
月一日現在ノ家屋稅ヲ課スベキ家屋ニ
付之ヲ爲シ其ノ賃貸價格ハ昭和十七年
一月一日ニ於テ之ヲ定ム此ノ場合ニ於
テハ第四十五條中十月三十一日トアル
ハ十一月二十日トス

第七十二條 前條ノ規定ニ依リ一般ニ賃
貸價格ヲ定ムル場合ニ於ケル第十四條
ノ規定ノ適用ニ付テハ同條中四月二日
トアルハ七月二日トス

第七十三條 昭和十五年七月一日ニ於テ
家屋稅ヲ課スベキ家屋ヲ所有スル者ハ
同年八月三十一日迄ニ其ノ旨ヲ稅務署

長ニ申告スベシ

昭和十五年七月二日以後昭和十六年十
二月三十日迄ノ間ニ於テ家屋ニ異動
ヲ生ジタルトキハ家屋所有者ハ其ノ都

ノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ
準ズベキモノニ之ヲ適用ス
第六十八條 本法ハ國有ノ家屋ニハ之ヲ
定ハ昭和十七年分家屋稅ヨリ之ヲ適用
ス

第六十九條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ適
用セズ

第七十條 第四條及第五條ノ規定ハ賞分
ノ内家屋稅ヲ課セザル家屋ニ付之ヲ適
用セズ

第七十一條 家屋稅ニ付爲スベキ第一回
ノ一般ノ賃貸價格調査ハ昭和十五年七
月一日現在ノ家屋稅ヲ課スベキ家屋ニ
付之ヲ爲シ其ノ賃貸價格ハ昭和十七年
一月一日ニ於テ之ヲ定ム此ノ場合ニ於
テハ第四十五條中十月三十一日トアル
ハ十一月二十日トス

第七十二條 前條ノ規定ニ依リ一般ニ賃
貸價格ヲ定ムル場合ニ於ケル第十四條
ノ規定ノ適用ニ付テハ同條中四月二日
トアルハ七月二日トス

第七十三條 昭和十五年七月一日ニ於テ
家屋稅ヲ課スベキ家屋ヲ所有スル者ハ
同年八月三十一日迄ニ其ノ旨ヲ稅務署

長ニ申告スベシ

昭和十五年七月二日以後昭和十六年十
二月三十日迄ノ間ニ於テ家屋ニ異動
ヲ生ジタルトキハ家屋所有者ハ其ノ都

度其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ
第七十四條 家屋ノ第一回ノ一般ノ賃貸
價格改定ハ昭和二十五年一月一日ニ於
テ之ヲ行フ

所得稅法人稅内外地關涉法案

第一條 朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ
南洋群島ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居
所ヲ有スル個人ノ所得稅法第十條ニ規
定スル不動產所得、乙種ノ配當利子所
得、事業所得、勤勞所得、山林ノ所得
及乙種ノ退職所得ニ付テハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ所得稅法ニ付スル分類所得稅
ヲ課セズ

第二條 朝鮮、臺灣、樺太若ハ南洋群島
ニ住所ヲ有スル個人、此等ノ地域ニ一
年以上居所ヲ有スル個人（關東州ニ住
所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者
ヲ除ク）又ハ此等ノ地域ニ本店若ハ主
タル事務所ヲ有スル法人ノ所得稅法第
十條ニ規定スル甲種ノ配當利子所得
ニ付テハ同法第二十二條第一項ノ規定
ニ拘ラズ同法第二十一條第一項又ハ第
二項ニ規定スル稅率ニ依リ分類所得稅
ヲ賦課ス關東州ニ住所ヲ有シ若ハ一年
以上居所ヲ有スル個人又ハ關東州ニ本
店若ハ主タル事務所ヲ有スル法人ガ所
得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所
ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息
ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付亦同ジ

第三條 所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニ付テハ
所得稅法ニ依ル分類所得稅ヲ課せズ
一 朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ第一種ノ所得トシテ所得稅ヲ課スル公債、社債、朝鮮金融債券又ハ預金ノ利子及合同運用信託ノ利益

二 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニシテ臺灣ニ於ケル法令ニ依リ配當稅ヲ課シ又ハ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ普通配當稅ヲ課スルモノ

三 朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ第二種ノ所得トシテ所得稅ヲ課スル一時恩給及退職給與並ニ此等ノ性質ヲ有スル給與

第四條 所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得稅法第十條ニ規定スル不動產所得中ニ朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ於ケル資產ヨリ生ズルモノアルトキハ其ノ部分ノ所得ニ付テハ同法第二十一條第一項ノ規定ニ拘ラズ百分ノ八ノ稅率ニ依リ分類所得稅ヲ賦課ス

前項ニ規定スル個人ノ所得稅法第十條ニ規定スル甲種ノ事業所得中ニ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル營業ヨリ生ズル

モナルトキハ其ノ部分ノ所得ニ付テ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同法第二十一
條第一項又ハ第三項ノ規定ニ拘ラズ左
ノ税率ニ依リ分類所得税ヲ賦課ス
一 所得税法第十七條又ハ第十八條ノ
規定ニ依ル控除前ノ事業所得ノ金額
ガ千圓ヲ超ユルトキ 百分ノ七
二 前號ノ金額ガ千圓以下ナルトキ
百分ノ四・五
所得税法第二十一條第四項ノ規定ハ前
項ノ場合ニ付之ヲ准用ス

第一項ニ規定スル個人ノ法人ヨリ受ク
ル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分
配中ニ朝鮮又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依
リ資本利子税ヲ課スルモノアルトキハ
其ノ部分ノ所得ニ付テハ所得税法第二
十一條第一項ノ規定ニ拘ラズ百分ノ六
ノ税率ニ依リ分類所得税ヲ賦課ス

第五條 信託會社ガ其ノ引受ケタル合同
運用信託ノ信託財産ニ付朝鮮、臺灣、
關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル法
令ニ依リ納付シタル第二種ノ所得ニ對
スル所得税及資本利子税ハ各之ヲ所得
稅法ニ依リ納付シタル甲種ノ配當利子
所得ニ對スル分類所得税ト看做シ同法
第二十三條ノ規定ヲ適用ス

所ニ依リ所得稅法ニ依ル綜合所得稅ヲ
課セズ

第七條 所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又
ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ朝鮮、
臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於
テ支拂ヲ受クル公債、社債、朝鮮金融
債券若ハ預金ノ利子又ハ命令ヲ以テ定
ムル合同運用信託ノ利益ニシテ各當該
地ノ法令ニ依リ第二種ノ所得トシテ所
得稅ヲ課スルモノハ所得稅法第三十條
第一項第三號ノ規定ニ拘ラズ前年中ノ
收入金額（無記名ノ公債及社債ノ利子
ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）ヨリ其
ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額ニ依リ個
人ノ總所得ヲ算出ス

第八條 日本ノ國籍ヲ有セザル者ノ朝
鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島
ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生ズ
ル所得ニ付テハ所得稅法第十一條第一
項第七號及第二十九條第一號ノ規定ヲ
適用セズ

第九條 配當利子特別稅法第十三條ノ規
定ハ朝鮮、臺灣、關東州若ハ樺太ニ於
ケル法令ニ依リ利益配當稅若ハ公債及
社債利子稅ヲ課セラレ又ハ南洋群島ニ
於ケル法令ニ依リ超過配當稅ヲ課セラ
ルル利益ノ配當又ハ公債若ハ社債ノ利
子ニ付所得稅ヲ課スル場合ニ付之ヲ準
用ス

外貨債特別稅法第十八條ノ規定ハ朝

鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ於ケル法
令ニ依リ外貨債特別稅ヲ課セラルル外
貨債ノ利子ニ付所得稅ヲ課スル場合ニ
之ヲ準用ス

第十條 朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ
南洋群島ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有
スル法人ノ法人稅法第三條第一號ノ所
得ニ付テハ同法第十六條第一項第一號
ノ規定ニ拘ラズ百分ノ三ノ稅率ニ依リ
法人稅ヲ賦課ス

朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又
ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ法人稅
法第三條第二號ノ所得及同條第三號ノ
資本ニ付テハ法人稅法ニ依ル法人稅ヲ
課セズ南洋群島ニ本店又ハ主タル事務
所ヲ有スル法人ノ法人稅法第三條第二
號ノ所得ニ付亦同ジ。

第十一條 朝鮮、臺灣、關東州、樺太又
ハ南洋群島ニ本店又ハ主タル事務所ヲ
有スル法人ガ朝鮮、臺灣、關東州、樺
太、南洋群島又ハ法人稅法施行地ニ本
店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ト合
併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併後存續ス
ル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人
人ガ法人稅法施行地ニ本店又ハ主タル
事務所ヲ有スルトキハ合併後存續スル
法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人
ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ最後
ノ事業年度分ノ所得及資本並ニ清算所
得ニ付法人稅ヲ納ムル義務アルモノト

前項ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人中朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有シタル法人ノ所得及資本ニ付テハ法人稅法第十六條ノ規定ニ拘ラズ各當該地ニ於ケル法令ニ依リ算出シタル第一種ノ所得ニ對スル所得稅額及法人資本稅額ノ合計額（南洋群島ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有シタル法人ニ在リテハ第一種ノ所得ニ對スル所得稅額ノミニ依ル）ニ相當スル金額ヲ以テ法人稅ノ稅額トス

第十二條 法人稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ガ臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ納付シタル第二種ノ所得ニ對スル所得稅及資本利子稅、臺灣ニ於ケル法令ニ依リ納付シタル配當稅竝ニ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ納付シタル普通配當稅ハ之ヲ所得稅法第十條ニ規定スル配當利子所得ニ對スル分類所得稅ト看做シ法人稅法第十六條第二項乃至第四項ノ規定ヲ適用ス

第十三條 法人ノ所有スル國債ノ利子ガ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ納付シタル第三種所得稅附加稅ニ相當スル租稅ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ之ヲ法人稅ト看做シ法人稅法第四條第二項ノ規定ヲ適用ス

第十四條 法人稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ各事業年度ノ所得中ニ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル營業ヨリ生ズル所得アルトキハ其ノ部分ノ所得ニ付テ

ハ法人稅法第十六條第一項第一號ノ規定ニ拘ラズ百分ノ十五ノ稅率ニ依リ法

人稅ヲ賦課ス

第十五條 法人ガ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ納付シタル第二種ノ所得ニ對スル所得稅及資本利子稅、臺灣ニ於ケル法令ニ依リ納付シタル配當稅竝ニ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ納付シタル普通配當稅ハ之ヲ所得稅法第十條ニ規定スル配當利子所得ニ對スル分類所得稅ト看做シ法人稅法第十六條第二項乃至第四項ノ規定ヲ適用ス

第十六條 朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ納付シタル第一種所得稅附加稅ニ相當スル各當該地ノ製造、採掘又ハ採取ノ事業ヨリ生ズル所得ニ付テハ命令ノ定ムル所

ハ法人稅法第十六條第一項第一號ノ規定ニ拘ラズ百分ノ十五ノ稅率ニ依リ法

人稅ヲ賦課ス

第十七條 前項ノ規定ニ該當スル事業ガ製鐵事業法ニ依リ所得稅又ハ所得ニ對斯ル法人稅ヲ免除ス

ハ法人稅法第十六條第一項第一號ノ規定ニ拘ラズ百分ノ十五ノ稅率ニ依リ法

人稅ヲ賦課ス

第十八條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 大正九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

第二十條 不動產所得、乙種ノ配當利子所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ニ對スル分類所得稅竝ニ個人ノ總所得ニ對スル綜合所得稅ニ付テハ昭和十五年分ヨリ本法ヲ適用ス

ハ法人稅法第十六條第一項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、朝鮮金融債券若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ニシテ各當該地ノ法令ニ依リ利子又ハ利息ノ支拂ノ際其ノ利子金額又ハ利益金額ヲ課稅標準トシ百分ノ十五ノ稅率ニ依リ綜合所得稅ヲ賦課スルコトヲ得

ハ法人稅法第十六條第一項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得稅法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、銀行預金及所

ノ他ノ法律ニ依リ所得ニ對スル法人稅ヲ免除スル事業ノ一部ガ朝鮮、臺灣、

關東州、樺太又ハ南洋群島ニ在ル場合ニ於テ各其ノ法律ノ規定スル所ニ依リ當該事業ヨリ生ズル所得中一定金額ヲ超過スル部分ニ對シ法人稅ヲ免除セザルトキニ於ケル其ノ超過額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第三項ノ金額ヲ計算ス

前項ノ規定ハ輕金屬製造事業法、航空機製造事業法、人造石油製造事業法其ノ他ノ法律ニ依リ所得ニ對スル法人稅ヲ免除スル事業ノ一部ガ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ在ル場合ニ於テ各其ノ法律ノ規定スル所ニ依リ當該事業ヨリ生ズル所得中一定金額ヲ超過スル部分ニ對シ法人稅ヲ免除セザルトキニ於ケル其ノ超過額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

附 則

第十八條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 大正九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

第二十條 不動產所得、乙種ノ配當利子所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ニ對スル分類所得稅竝ニ個人ノ總所得ニ對スル綜合所得稅ニ付テハ昭和十五年分ヨリ本法ヲ適用ス

ハ法人稅法第十六條第一項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 所得稅法施行地ニ住所ヲ有

シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、朝鮮金融債券若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ニシテ各當該地ノ法令ニ依リ利子又ハ利息ノ支拂ノ際第三種ノ所得トシテ所得稅ヲ課シタルモノニ付テハ當分ノ内所

得稅法ニ依ル綜合所得稅ヲ課セズ

第二十二條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得稅法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル個人ノ所得稅又ハ利子又ハ利益支拂ヲ受クル者ノ申請ニ依リ利子又ハ利益支拂ヲ受クル公債、社債、銀行預金及所

得稅法第二十一條第二項ニ規定スル預金ノ利子竝ニ命令ヲ以テ定ムル合同運用信託ノ利益ニ付テハ第六條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内利子又ハ利益ノ支拂ヲ受クル者ノ申請ニ依リ利子又ハ利益支拂ノ際其ノ利子金額又ハ利益金額ヲ課稅標準トシ百分ノ十五ノ稅率ニ依リ綜合所得稅ヲ賦課スルコトヲ得

ハ法人稅法第十六條第一項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十三條 所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、朝鮮金融債券若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ニシテ各當該地ノ法令ニ依リ利子又ハ利息ノ支拂ノ際第三種ノ所得トシテ所得稅ヲ課シタルモノニ付テハ當分ノ内所

昭和十二年法律第九十四號中改正法律

案

昭和十二年法律第九十四號中左ノ通改正
ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ

納付スル昭和十五年以降ノ分ノ所得稅

及營業稅ニ付亦前項ニ同ジ

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ

納付スル昭和十五年以降ノ分ノ所得稅

及營業稅ニ付亦前項ニ同ジ

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

及營業稅ニ付亦前項ニ同ジ

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ

納付スル昭和十五年以降ノ分ノ所得稅

及營業稅ニ付亦前項ニ同ジ

大正十三年法律第六號中改正法律案

「及營業收益稅」ヲ「又ハ所得ニ對スル法

人稅及營業稅」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

及營業稅ニ付亦前項ニ同ジ

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ

納付スル昭和十五年以降ノ分ノ所得稅

及營業稅ニ付亦前項ニ同ジ

大正十三年法律第六號中左ノ通改正ス

「又ハ所得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前

項」ヲ「前三項」ニ改メ同條第一項ノ次

ニ左ノ二項ヲ加フ

法人ノ前項ノ事業ヨリ生ズル所得又

ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ對

シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ

相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前項

ノ規定ヲ適用セズ但シ特許又ハ委託

ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ三年間

ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第二條 北支那開發株式會社法中左ノ通改正ス

第三十一條中「所得稅及營業收益稅」ヲ

「所得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ

同條ニ左ノ三項ヲ加フ

北支那開發株式會社ノ所得又ハ純益

ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百

分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當ス

ル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定

ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ

翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設

シタル設備ヲ以テ營ム工作機械製造

事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第八條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ「工

作機械製造會社ニハ」ノ下ニ「前條第二

項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅

ノ附加稅ヲ除クノ外」ヲ加フ

第九條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改ム

第五條 航空機製造事業法中左ノ通改正ス

第六條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ同

ニ依リ分類所得稅ヲ課セズ

第三十二條中「北支那開發株式會社」

ノ下ニ「ニハ同條第二項ノ規定ニ依

リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ

除クノ外其」ヲ加フ

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益

ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百

分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當ス

ル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定

ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ

翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設

シタル設備ヲ以テ營ム工作機械製造

事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第八條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ「工

作機械製造會社ニハ」ノ下ニ「前條第二

項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅

ノ附加稅ヲ除クノ外」ヲ加フ

第九條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改ム

第六條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ同

條ニ左ノ二項ヲ加フ

第七條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前項」

ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左

ノ二項ヲ加フ

正ス

第七條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前項」

ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左

ノ二項ヲ加フ

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益

ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百

分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當ス

ル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定

ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ

翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設

シタル設備ヲ以テ營ム工作機械製造

事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第八條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ「工

作機械製造會社ニハ」ノ下ニ「前條第二

項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅

ノ附加稅ヲ除クノ外」ヲ加フ

第九條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改ム

第六條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ同

條ニ左ノ二項ヲ加フ

第七條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前項」

ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左

ノ二項ヲ加フ

正ス

第七條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前項」

ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左

ノ二項ヲ加フ

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益

ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百

分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當ス

ル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定

ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ

翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設

シタル設備ヲ以テ營ム工作機械製造

事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第八條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ「工

作機械製造會社ニハ」ノ下ニ「前條第二

項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅

ノ附加稅ヲ除クノ外」ヲ加フ

第九條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改ム

第六條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ同

條ニ左ノ二項ヲ加フ

第七條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前項」

ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左

ノ二項ヲ加フ

正ス

第七條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前項」

ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左

ノ二項ヲ加フ

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益

ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百

分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當ス

ル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定

ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ

翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設

シタル設備ヲ以テ營ム工作機械製造

事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第八條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ「工

作機械製造會社ニハ」ノ下ニ「前條第二

項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅

ノ附加稅ヲ除クノ外」ヲ加フ

第九條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改ム

第六條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ同

條ニ左ノ二項ヲ加フ

第七條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前項」

ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左

ノ二項ヲ加フ

正ス

第七條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前項」

ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左

ノ二項ヲ加フ

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益

ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百

分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當ス

ル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定

ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ

翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設

シタル設備ヲ以テ營ム工作機械製造

事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第八條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ「工

作機械製造會社ニハ」ノ下ニ「前條第二

項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅

ノ附加稅ヲ除クノ外」ヲ加フ

第九條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改ム

第六條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ同

條ニ左ノ二項ヲ加フ

第七條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「前項」

ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左

ノ二項ヲ加フ

正ス

分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當ス

ル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定

ヲ適用セズ但シ第二條ノ許可ヲ受ケ

タル年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ

限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第十條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ航

空機製造會社ニハ」ノ下ニ「前條第二項

ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ

附加稅ヲ除クノ外」ヲ加フ

第六條 國際電氣通信株式會社法中左ノ

通改正ス

第十四條ノ六中「所得稅及營業收益稅」

ヲ「所得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改

メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益

カ毎營業期ノ資本金額ニ對シ年百分

ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ

超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル

所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ

適用セズ但シ昭和十五年一月一日ヨ

リ四年間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第十四條ノ七中「所得稅及營業收益稅」

ヲ「所得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、

「事業ニ對シ」ヲ「事業ニ對シテハ前條

第七條第三項及第四項ノ規定ハ前項

正ス

第六條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改メ同

條ニ左ノ一項ヲ加フ

第七條 自動車製造事業法中左ノ通改正

ス

第六條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對斯ル法人稅及營業稅」ニ改メ同

條ニ左ノ二項ヲ加フ

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益

ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百

分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當ス

ル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定

ヲ適用セズ但シ開業ノ年及其ノ翌年

ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他

之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ

所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免

タル年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ

限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他

之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ

所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免

タル年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ

限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他

之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ

所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除

セラレタル自動車製造會社ニハ前條

第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル

營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除

除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコト

ヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認

可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條中「及營業收益稅」ヲ「又ハ所得

ニ對スル法人稅及營業稅」ニ、「所得稅

法第十九條又ハ營業稅法第八條」

ヲ「所得稅法第五條、法人稅法第十二

條又ハ營業稅法第十二條」ニ改ム

第十一條中「第一項及第二項」ヲ削ル

ノ規定ニ拘ラズ第十二條ノ例ニ依ル

第一項ノ製鐵事業ヲ營ム者及前二項

ニ規定スル者ニ對スル昭和十五年度分

以降ニ於テハ前二條中所得稅トアル

ハ所得稅又ハ所得ニ對スル法人稅ト

ノ製鐵事業ニ付之ヲ準用ス

第十二條 北海道、府縣及市町村其ノ

他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依リ(第

七條第三項但書ノ場合ヲ含ム)所得

稅又ハ所得ニ對スル法人稅及營業稅

ヲ免除セラレタル製鐵事業者ニハ第

七條第三項(第十條及前條第二項ニ

於テ准用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ

依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅

ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業

ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別

ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル

場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ所得稅

又ハ所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ

免除セラレタル事業ニハ之ヲ適用セズ

但シ其ノ事業ガ第七條乃至第九條ノ

規定ニ依リ所得稅又ハ所得ニ對スル法

人稅及營業稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得

ズキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條中「及營業收益稅」ヲ「又ハ所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改ム

第四十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項ノ製鐵事業ヲ營ム者及前二項

ニ規定スル者ニ對スル昭和十五年度分

以降ニ於テハ前二條中所得稅トアル

ハ所得稅又ハ所得ニ對スル法人稅ト

シタル設備ヲ以テ營ム硫酸アンモニ

ア製造業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第二條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ヲ改メ「硫

酸アンモニア製造業者ニハ」ノ下ニ「前

條第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル

營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外ヲ加フ

第三條中「所得稅及營業收益稅」ヲ「所

得ニ對スル法人稅及營業稅」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

法人稅及法人ノ營業稅ニ付テハ昭和十五

年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ

本法ニ依ル各法律ノ改正規定ヲ適用シ個

人ノ製鐵事業ヨリ生ズル所得及純益ニ對

スル所得稅及營業稅ニ付テハ昭和十五

分ヨリ第九條ノ規定ニ依ル製鐵事業法ノ

改正規定ヲ適用シ地方稅ニ付テハ昭和十

五年度分ヨリ本法ニ依ル各法律ノ改正規

定ヲ適用ス

法人ノ昭和十五年三月三十一日以前ニ終

了シタル各事業年度分ノ所得及純益ニ對

スル所得稅及營業稅、法人ノ昭和十

五年三月三十一日以前ニ於ケル解散又ハ

合併ニ因ル清算所得ニ對スル所得稅、個

人ノ製鐵事業ヨリ生ズル所得及純益ニ對

スル昭和十四年分以前ノ所得稅及營業收

益稅竝ニ昭和十四年度分以前ノ地方稅ニ

關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ

規定ノ整理ニ關スル法律案

第十條 恩給金庫法中左ノ通改正ス

第一條 家畜保險法中左ノ通改正ス

第二條 稽查監査法中左ノ通改正ス

第三條 营業稅ニ改ム

第四條 中「資本利子稅法」ヲ削ル

第五條 家畜保險法中左ノ通改正ス

第六條 中「營業稅」ヲ「法人稅及

營業稅」ニ改ム

第七條 海運組合法中左ノ通改正ス

第八條 中「營業稅」ヲ「法人稅及

營業稅」ニ改ム

第九條 漁業法中左ノ通改正ス

第十條 中「營業稅」ヲ「法人稅及

營業稅」ニ改ム

第十一條 稽查監査法中左ノ通改正ス

第十二條 重要肥料業統制法中左ノ通改

正ス

第十三條 商工會議所法中左ノ通改正

正ス

第十四條 第一項第三號中「營業收益稅、

營業稅」ニ改ム

第十五條 工業組合法中左ノ通改正ス

第十六條 中「營業收益稅」ヲ「法人稅

及營業稅」ニ改ム

第十七條 國稅徵收法中左ノ通改正ス

第十八條 中「營業收益稅」ヲ「營業稅」ニ改ム

第十九條 中「營業收益稅」ヲ「營業稅」ニ充

ツルコトヲ得

第九條 產業組合法中左ノ通改正ス

第六條 中「所得稅」ノ下ニ「法人稅」ヲ

加フ

第十條 產業組合自治監査法中左ノ通改

正ス

第六條 中「所得稅」ノ下ニ「及法人稅」ヲ

加フ

第十一條 退職積立金及退職手當法中左

ノ通改正ス

第十二條 重要肥料業統制法中左ノ通改

正ス

第十三條 取引所法中左ノ通改正ス

第十四條 中「營業稅」ヲ「法人稅及

營業稅」ニ改ム

第十五條 日本銀行納付金法中左ノ通改

正ス

第十六條 中「營業稅」ヲ「法人稅及

營業稅」ニ改ム

第十七條 第二十一條 農業保險法中左ノ通改

正ス

第十八條 農業倉庫業法中左ノ通改

正ス

第十九條 第二十二條 復興貯蓄債券法中左ノ通改

正ス

第二十條 農業保險法中左ノ通改

正ス

第二十一條 農業保險法中左ノ通改

正ス

第二十二條 農業保險法中左ノ通改

正ス

第二十三條 保険業法中左ノ通改正ス

第二十四條 中「營業稅」ヲ「營業稅」ニ改ム

第二十六條 中「資本利子稅法」ヲ削ル

第十六條 造船事業法中左ノ通改正ス

第三十八條 中「及營業收益稅」ヲ「法人

子稅」ヲ「分類所得稅」ニ改ム

第二十二條 中「營業收益稅法」ヲ「法人

稅法」、「營業稅法」ニ改ム

第十八條 取引所法中左ノ通改正ス

第三十條 中「會員組織ノ取引所ニハ

營業稅ヲ課セス

第十九條 日本銀行納付金法中左ノ通改

正ス

第二十條 第二十四條第一項第三號中「營業收益稅、

營業稅」ニ改ム

第二十一條 農業保險法中左ノ通改

正ス

第二十二條 農業保險法中左ノ通改

正ス

第二十三條 農業保險法中左ノ通改

正ス

第二十四條 商工組合中央金庫法中左ノ通改

正ス

第二十五條 中「營業稅」ヲ「營業稅」ニ改ム

第二十六條 中「營業稅」ヲ「營業稅」ニ改ム

第二十七條 中「營業稅」ヲ「營業稅」ニ改ム

第二十八條 中「營業稅」ヲ「營業稅」ニ改ム

第二十九條 中「營業稅」ヲ「營業稅」ニ改ム

第三十條 中「營業稅」ヲ「營業稅」ニ改ム

第一四條 酪農業調整法中左ノ通改正

ス

第九條中「及營業収益稅」ヲ「法人稅及
營業稅」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年三月三十一日迄ハ商工會議所

法第十四條ノ改正規定ニ拘ラズ同條第一

項第三號ノ納稅ニ關スル條件ニ關シテハ

仍從前ノ例ニ依ル

日本銀行納付金法第三項ノ改正規定ハ日

本銀行ノ昭和十五年前事業年度分ヨリ之

ヲ適用ス

〔政府委員木村正義君登壇〕

○政府委員(木村正義君) 只今議題トナリ

マシタ家屋稅法案外五件ニ付提出ノ理由ヲ

説明致シタイト存ジマス

中央地方ヲ通ズル稅制ノ一般的の改正ニ付

キマシテハ、先般所得稅法改正法律案外三

十八件ノ法律案ヲ提出シテ御審議ヲ煩ハシ

テ居ル次第アリマスガ、是等ノ諸法律案

ノ外、之ニ追加シテ御協賛ヲ願ヒタキ諸法

律案ヲ茲ニ一括シテ提出シタ次第アリマ

ス先づ家屋稅法案ニ付説明致シマス、曩

ニ説明致シマシタ如ク、今回直接國稅體系

ノ改組ニ伴ヒマシテ、収益稅タル地租、家

屋稅及ビ營業稅ハ、之ヲ地方ノ獨立財源ト

シテ、地方團體財政ノ基礎確立ニ資スルコ
トト致シタノデアリマスガ、其ノ課徵方法

ハ、負擔ノ衝突ヲ期スル等ノ理由ニ依リマ

シテ分與稅及び附加稅ノ併用ト云フコトニ

致シマシタノデ、既ニ御審議ヲ願ツテ居リ

マスル地租法中改正法律案及ビ營業稅法案

ノ外ニ、新ニ家屋稅法ヲ制定シテ、家屋稅

ヲ國稅トシテ課徵スルコトト致シタノデア

リマス、而シテ此ノ國稅トシテ徵收致シマシ

タ家屋稅ハ、還付稅トシテ其ノ儘徵收地道府

縣ニ之ヲ還付スルコトニ相成ルノデアリマス、

家屋稅ハ家屋ノ賃貸價格ヲ課稅標準トシ、

地租及び營業稅トノ權衡ヲ考慮シ、百分

ノ一・七五ノ稅率ニ依リ賦課セントスルモ

ノデアリマスガ、家屋賃貸價格ノ適正ナル

調査ニハ、相當ノ時日ヲ要スト認メラレマ

スノデ、昭和十五、十六ノ兩年ニ亘ツテ之

ガ調査ヲ行ヒ、國稅タル家屋稅ハ昭和十七

年分ヨリ之ヲ徵收スルコトト致シテ居ルノ

デアリマス

次ニ所得稅法人稅内外地關涉法案ニ付說

明致シマズ、課稅物件ガ内外地ニ跨ル場合

等ニ於ケル所得稅ノ賦課ノ調整等ニ付キマ

シテハ、從來大正九年法律第十二號ノ定メ

ガアツタノデアリマスガ、今回所得稅制度

ノ改正、法人稅ノ創設ニ伴ヒマシテ、之ヲ

全般的ニ改正スルノ必要ヲ生ジマシタノデ、

ガアツタノデアリマスガ、從前ノ法律ハ之ヲ廢止シ、新ニ所得稅

ノ改組ニ伴ヒマシテ、收益稅タル地租、家

屋稅及ビ營業稅ハ、之ヲ地方ノ獨立財源ト

シテ、地方團體財政ノ基礎確立ニ資スルコ

第三種所得稅、營業収益稅等ノ輕減若クハ

シテモ、之ニ關スル改正法律案ヲ提出シタ次

例ヲ設クルコトヲ得ルコトト致シテ居ルノ

デアリマスガ、今回ノ稅制改正後ニ於キマ

シテモ、改正後ノ所得稅及ビ營業稅等ニ付

又大正十三年法律第六號ハ、外國船舶ノ

所得及ビ純益ニ對スル所得稅及ビ營業収益

稅ノ免除ニ關スル法律案ニアリマスガ、法人

外所得ニ對スル法人稅及ビ營業稅ヲ免除ス

ルコトスル爲、之ガ改正案ヲ提出スルコ

トニ致シタ次第アリマス

次ニ「アルコール」製造事業等ニ對スル所

得稅等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律案ニ

付説明致シマス、「アルコール」製造事業

付説明致シマス、「アルコール」製造事業

北支那開發株式會社、輕金屬製造事業、工

作機械製造事業、航空機製造事業、國際電

氣通信株式會社、自動車製造事業、人造石

油製造事業、製鐵事業、大日本航空株式會

社、帝國礦業開發株式會社、帝國燃料興業

等事業ノ保護助長ヲ圖リ、現下緊要ナル生

産力ノ擴充等ニ資スル爲、各事業法又ハ會

社法ニ依リマシテ、ソレドヽ適當ト認メル

望ミマス

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス

ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

法律案外三十件委員ニ併セ付託サレントコ

望ミマス

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス

般ニ增加セシムル際、無條件ニ免稅スルコ

トハ適當ニアラズト認メラレマスノデ、開

業等ノ翌年ヨリ三箇年間ヲ經過シタ後ニ於

キマシテハ、其ノ割ヲ超ユル部分ニ付テ

ハ免稅セザルコトト致シタノデアリマス、

尙ほ是ト共ニ自動車製造事業法等ニ於ケル

地方稅ノ課稅禁止ニ關スル規定ヲ整理スル

コト致シテ居リマス

最後ニ租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法

等ノ規定ノ整理ニ關スル法律案ニアリマス

ガ、今回ノ稅制改正ニ伴ヒマシテ、恩給金

庫法外二十三件ノ法律中、所得稅、營業收

益稅等ノ非課稅ニ關スル規定、又ハ是等ノ

稅目ヲ掲ゲテアル規定等ニ付、ソレドヽ整

理改正ノ必要ヲ生ジマシタノデ、茲ニ等ノ

ノ改正規定ヲ一括致シマシテ、本法律案ヲ

作成提出シタ次第アリマス

以上家屋稅法案外五件ノ法律案ニ付提出

ノ理由ヲ説明致シタ次第アリマス、何卒

御審議ノ上速ニ御協賛アラソコトヲ希望ス

ル次第アリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス

ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

法律案外三十件委員ニ併セ付託サレントコ

望ミマス

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス

ハ、一括シテ、政府提出、所得稅法改正法

案外三十件委員ニ併セ付託サレントコ

望ミマス

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス

ハ、一括シテ、政府提出、所得稅法改正法

案外三十件委員ニ併セ付託サレントコ

望ミマス

議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第
十一、委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關ス
ル法律案、第一讀會ヲ開キマス——木村司
法大臣

第十一 委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出

ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル
法律案

第一條 戸籍届出ノ委託ヲ爲シタル後届
出人死亡シ其ノ死亡後其ノ委託ニ基
キ届書ノ提出アリタル場合ニ於テハ届
出人ガ戰時又ハ事變ニ際シ戰闘其ノ他
ノ公務ニ從事シ自ラ戸籍ノ届出ヲ爲ス
コト困難ナルニ因リ其ノ委託ヲ爲シタ
ルモノナルコトニ付裁判所ノ確認アリ
タルコトニ限リ戸籍吏其ノ届書ヲ受理
スルコトヲ得

前項ノ届書ニハ其ノ事由ヲ記載シ且前
項ノ確認アリタルコトヲ證スル書面ヲ
添附スルコトヲ要ス

第二條 前條第一項ノ確認ハ受託者ノ申
立ニ依リ届出人ノ最後ノ住所地ヲ管轄
スル區裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ
依リ之ヲ爲ス

前項ノ申立て却下シタル裁判ニ對シテ
ハ利害關係人モ亦抗告ヲ爲スコトヲ得

第三條 第一條ノ規定ニ依ル届書ノ受理
アリタルコトハ其ノ者ガ不幸護國ノ英靈ト
ノ届書ハ其ノ死亡後ニ於テモ戸籍吏之
ヲ受理スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前届出人ノ死亡後委託ニ依ル戸
籍ノ届出ノ受理セラレタルモノアル場合
ニ於テハ本法施行後利害關係人ハ其ノ委
託ニ付裁判所ニ確認ノ申立ヲ爲スコトヲ

得此ノ場合ニ於テハ第二條及第三條ノ規
定ヲ準用ス

裁判所前項ノ確認ノ申立ヲ却下シタルト
キハ遲滯ナク届出事件ノ本人ノ本籍地ノ
戸籍吏ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此
ノ場合ニ於テハ戸籍法第三十九條第一項
及第二項ノ規定ヲ準用ス

第四條 第二項ノ規定ハ届出人ノ生存中郵
送シタル戸籍ノ届書ガ本法施行前届出人
ノ死亡後受理セラレタル場合ニモ之ヲ適
用ス

(國務大臣木村尙達君登壇)

○國務大臣(木村尙達君) 只今議題ト爲リ

マシタ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關ス

ル法律案ニ付キマシテ提案ノ趣旨ヲ御説明

申上ゲマス、今回ノ事變ニ際シ戰闘其ノ他

ノ公務ニ從事スル者ガ自ラ戸籍ノ届出ヲ爲ス

コト困難ナル爲ニ、戸籍ノ届出ヲ他人ニ委
託スル事例ガ數クナインデアリマスガ、斯
ル場合ニ於テハ其ノ者ガ不幸護國ノ英靈ト
爲リマシタル後ニ於テモ、其ノ委託ノ趣旨
ニ基キマシテ、有效ニ戸籍ノ届出ヲ爲シ得ル
モノトスルコトガ、諸般ノ關係ニ於テ極メテ
必要ナルコト存ズルノデアリマス、然ル
ニ斯ル届出ノ效力ニ付キマシテハ、現行法
ノ下ニ於テハ解釋上全然疑義ガナイトハ申
サレナインデアリマス、且ツ其ノ委託ノア
リタル事實其ノモノガ、眞實ナリヤ否ヤヲ
審査スル手續モ缺ケテ居ルノデアリマス、
隨テ是等ノ點ニ關スル規定ヲ整備シテ置キ
マスコトガ必要デアリマス、尙ホ一般ノ戸
籍届出ニ關シ、郵便ニ付シタル戸籍ノ届出
ガ、届出人ノ死亡後ニ受理セラレタル場合
ニ於ゲル届出ノ效力ニ付キマシテモ、現行
法ニ十分ナル規定ガアリマセヌノデ、此ノ
場合ニ於テモ前ノ場合ト同様、届出人ノ死
亡ノ時ニ遡ツテ效力ヲ生ズル趣旨ヲ明ニス
ル必要アリト認ヌマシテ、本案ヲ提出致シ
タノデアリマス、何卒十分御審議ノ上本案
ニ對シ御協賛ヲ與ヘラレントコトヲ切望スル
次第デアリマス

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス

ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、會計検査
院法中改正法律案委員ニ併セ付託サレンコ
トヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第
十二、昭和九年法律第四十五號中改正法律
案、第一讀會ヲ開キマス——大藏政務次官
正法律案(貿易調節及通商擁護ニ關
スル件)(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

附則第二項中「六年間」ヲ「九年間」ニ改ム
(政府委員木村正義君登壇)

○政府委員(木村正義君) 只今議題トナリ
マシタ昭和九年法律第四十五號中改正法律
案ニ付提出ノ理由ヲ説明致シマス、御承知
ノ通リ昭和九年法律第四十五號ト申シマス
ノハ、貿易調節及ビ通商擁護ニ關スル法律
案ニ付提出ノ理由ヲ説明致シマス、御承知
ノ通リ昭和九年法律第四十五號ト申シマス
デアリマス、政府ハ曩ニ昭和九年當時ニ於
ケル各國ノ通商政策ノ狀況ニ鑑ミマシテ
ノ禁止若クハ制限ヲ爲シ得ルヤウナ制度ヲ
設クルノ必要ヲ認ヌマシテ、第六十五回帝
國議會ニ右ノ法律ヲ提案シ御協賛ヲ得タノ
デアリマス、其ノ後、第六十九回帝國議會
ニ於キマシテ、本法ノ改正法律ヲ提案シ、

施行期間ノ三年ヲ六年ニ改正シ、今日ニ至
ツタ次第デアリマス、然ルニ改正法律ノ施
行期間モ昭和十五年四月三十日マデトナツ

テ居ルノデアリマスルガ、現下ノ國際通商
情勢ヲ見マスルニ、本法立法當時ニ比シ經
濟「ブロック」形成ノ思想ヘ何等減退スルコト
ナキノミナラズ、支那事變ニ對スル帝國ノ
眞意ヲ誤解スル點ヨリシテ、或ハ歐洲戰亂
勃發ニ伴フ自衛的見地ヨリシテ、世界各國
ハ本邦ニ對シ何等如何ナル經濟上ノ措置ヲ
執ルヤモ測ラレザルノ現狀ニ在リマスノデ、
此ノ際本法ノ施行期間ヲ更ニ三年間延長シ、
以テ我國貿易ノ調節及ビ通商ノ擁護ニ資ス
ルノ必要アリト認ムルノデアリマス、右ノ
協賛ヲ與ヘラエンコトヲ希望致シマス(拍手)
○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマ
ス、之ヲ許シマス——世耕弘一君

〔世耕弘一君登壇〕

○世耕弘一君 只今上程ニナリマシタ法律
案ニ付テ二三御尋ヲ致シタイト思フノデア
リマス、只今政府ノ御説明ニナリマシタ所
ハ、本案ハ貿易ノ調節並ニ通商權ノ擁護ダ
クノ意旨ニ於テ更ニ六年ヲ九箇年ニ訂正延
長スルノデアルト云フ御趣旨ノヤウニ承ツ
タノデアリマス、此ノ點ニ對シマシテハ或
ル意味ニ於テ適當ナル措置ナリト考ヘラル
ノデアリマスガ、本案ヲ以テ日本ノ現在ノ
貿易狀況全部ヲ解決シ得ルカドウカ、此ノ

第一點ト致シマシテ事變下ニ於テ日本ノ
貿易發展ガ思フヤウニ行カナイ理由ハ色
色アル、併シナガラ政府ノ貿易對策其ノ宜
シキヲ得ナイガ爲貿易不振ニ陷ツテ居ル、
其ノ原因ガ相當アルト思ハレルノデアリマ
ス、先づ第一ニ貿易ニ關係ノアル所ノ各省
ノ權限ガ自ラ分レテ居ル爲ニ、手續上商人
ガ商幾ヲ失フ場合ガ非常ニ多イノデアリマ
ス、此ノ點ニ關シマシテ私ハ此ノ際各省ニ
分レテ居リマス所ノ權限ヲ統一シタ、強力
ナ執行幾關ヲ設立スル意思ハナイカト云フ
コトヲ御尋致シタインデアリマス、我國ノ
貿易振興ニ付テ特ニ此ノ點ヲ主張致シタイ
所以ハ、從來貿易幾關ナルモノガ設置セラ
レル場合、多クハ諸間幾關デアリマシタ、
ソレデハ何ニモナラナインデアリマス、故
ニ一大貿易委員會ヲ設立シテ、此ノ委員會
ニ大キイ權限ヲ付與スルコト、更ニ其ノ委
員會ヲ通ジテ國內ニ於ケル物資配給ニ付テ
ノ命令權ヲ持ツコト、更ニ輸出促進、

在外正貨獲得ニ對シテ一定ノ目標計畫ヲ
持タシムルコト、斯ウ云フコトガ今日ノ貿
易振興對策トシテ當然執ルベキ政府ノ態度
デハナイカト考ヘルノデアリマス、昨年來
貿易省設置ノ議ガ起リマシテ、一旦閣議デ
ルノデアリマスガ、内政上ノ理由カラ是ガ流
決定シタト云フコトヲ吾々ハ承知致シテ居

産ニナツタヤヴデアリマス、現内閣ハ貿易
カ、仍テ私ハ貿易對策ニ付テ二三御尋シテ
見タイト思フノデアリマス

○世耕弘一君 只今上程ニナリマシタ法律
案ニ付テ二三御尋ヲ致シタイト思フノデア
リマス、只今政府ノ御説明ニナリマシタ所
ハ、本案ハ貿易ノ調節並ニ通商權ノ擁護ダ
クノ意旨ニ於テ更ニ六年ヲ九箇年ニ訂正延
長スルノデアルト云フ御趣旨ノヤウニ承ツ
タノデアリマス、此ノ點ニ對シマシテハ或
ル意味ニ於テ適當ナル措置ナリト考ヘラル
ノデアリマスガ、本案ヲ以テ日本ノ現在ノ
貿易狀況全部ヲ解決シ得ルカドウカ、此ノ

「リンク」制ノ目的ハ達シ得ラレナイト云フ
コトガ言ヒ得ラレルノデアリマス、少クト
モ動力、勞働、船舶ト云フヤウナ諸種ノ事
柄ニ至ルマデ、一貿易機關ニ依ツテ處理サ
カ、此ノ際御尋シテ置キタインデアリマス、
英國ハ開戦數箇月ニシテ既ニ立派ナ貿易計
畫ヲ立テ居ルヤウデアリマス、其ノ例ヲ
見マスルト、只今私ガ申上げタヤウニ委員
會ニ大キナ權限ヲ持タセ、其ノ委員會ガ貿
易ニ關スル一切ノ命令權ヲ持ツヤウニナラ
シメテ居ル、其ノ組織ハ内閣直屬ノ形ヲ採
ツテ居ルヤウデアリマス、此ノ點ニ付テ政
府ニ十分ノ御考慮ヲ一ツ願ツテ置キタイ、
貿易ニ對シテ特ニ強イ所ノ命令權ヲ委員會
ニ付與シヨウト云フ理由ハ、輸入竝ニ配給
及ビ供給ノ此ノ三ツノ權限ヲ付與サレタ所
ノ大キイ行政機關ガアツテ、臨機ニ商機ヲ
捉ヘテ貿易對策ヲスルニアラザレバ、商機
ハ常ニ逸スルモノナリト云フコトハ、多ク
ノ例ヲ述ブル要ハナイノデアリマス、此ノ
意味ニ於テ斯ノ如キ委員會ノ設置ガ急要デ
アルト云フコトヲ、此ノ際特ニ申上げテ置
キタイ

○世耕弘一君 次ニ現在政府ガ執ツテ居リマス「リンク」
制、之ニ付テハ不備ノ點ガ非常ニ多イヤウ
ニ思ハレルノデアリマス、只今「リンク」制
ヲ實施シテ居ル所ノ主ナル物ヲ擧ゲマスレ
バ、原料ニ對シテハ棉花、羊毛、「バルブ」等
ノ輸入原料カ、或ハ製造輸出品ニ對シテノ
僅カノ輸入權ガ確保サレテ居ル以外ニナイ
ノデアリマス、斯ノ如キコトデハ本來ノ
現状ハ、此ノ際打破シテ行クコトガ貿易振

興ノ一方策デハナイカト云フコトヲ申上ゲ
テ見タイ、是ハ各方面ニ例ガアリマスガ、

細カイコトハ省略致シテ置キマス

次ニ、歐洲大戰景氣ハ御承知ノ通リ日本
ニモ響イテ參リマシテ、稍、下向ヲ迫リツツ

アリマス、其ノ理由ハ交戰國ガ長期戰ニ入
ツタト云フコトト、輸入貿易ニ各國ガ努力

シテ居ルコトト、海外市場確保、竝ニ保護
政策ヲ採ツタ原因モ大イナル原因ノ一ツ

ト思ハレルノデアリマス、尙ホ又輸出先
ノ爲替管理、自由買付不能デアルトカ、

戰爭ニ依ル海上ノ不安、船舶不足等ガ大キ
ナ原因ヲ成シテ居ルト思フノデアリマス、
斯ウ云フヤウナ事柄ニ對シテ、商工省其ノ
他ノ關係官廳ニ於テドウ云フ對策ヲ御持チ
ニナツテ居ルカト云フコトヲ伺ツテ置キタ
イノデアリマス

次ニ、今日日本ノ貿易ノ中樞ヲ成シテ居
リマスル所ノ生絲ノ貿易關係デアリマス、
貿易ニ直接從事シテ居ル者ノ實情ヲ調査シ
テ見マスルト、輸出ヲシテ置キタイノダガ、
云フコトガ今日稱ヘラレテ居リマス、其ノ
理由ハト御尋スルト云フト、國內デ用ヒル
所ノ生絲ノ織絲ニ主力ヲ政府ガ置カレタカ
ラ、織絲ノ狀態が弛緩シタ、弱クナツタ、
粗惡ニナツタ云フコトニ原因シテ居ルヤ
ウニ聞イテ居ルノデアリマス、尙ホ輸出向
ノ強制的出荷ヲヤラセタガ爲ニ、織絲ノ能
率ニバカリ力點ヲ置イタガ爲ニ、品質ガ自

然低下シテ粗惡ニナツタ云フコトガ原因
ニナツテ居ル、モウ一つハ石炭竝ニ電力、
給水ノ不足、以上ノヤウナ理由ガ輸出生絲

ノ不振ヲ來シタ原因ノヤウニ稱ヘラレテ居
リマス、此ノ點ニ付テ農林省關係ニ於テド

ウサフ風ナ對策ヲ御持チニナツテ居ルカト
云フコトヲ御尋シテ置キタイノデアリマス

尙ホモウ一點此ノ際「リンク」制ノ缺陷ニ
付テ繰返シテ申上ゲテ置キタイコトハ、原
料棉以外ノ染料竝ニ包裝用品等ヲモ「リン

ク」スル必要ハナイカ、ソレハドウ云フコト
カラサウ言ヘルカト申シマスレバ、今日日
本ノ貿易ノ大宗デアリマス所ノ生絲、綿絲
布竝ニ人絹ガ其ノ生産上必要ナル所ノ加工染

料藥品ガ思フヤウニ手ニ入ラヌ、其ノ爲ニ
外貨獲得ノ道デアル所ノ貿易ガ十分ナ活動

ヲ爲シ得ラレナイト云フコトガ、今日ノ現
状デアリマス、却テ日本デ出來ル染料ガ、

原料ノ儘海外ニ二千万圓、或ハ三千万圓ノ
輸出ヲサレテ居ルト云フヤウナ現狀デアリ

マス、斯ノ如キコトハ輸出貿易振興ノ建前
カラ見マシテモ、又ソレニ伴フ「リンク」制
ノ甚シイト云フコトガ言ヒ得ラレルノデア

リマス(拍手)要約シテ見マスルト云フト、日
本ノ今日ノ貿易ガ少シモ戰時體制下ニ置カ

レテ居ナイト、斯ウ斷定スルヨリ外ハナイ
ノデアリマス、此ノ點ニ付テ政府ハ將來如

何ナル考ヲ以テ此ノ貿易ノ振興ノ根幹ニ觸

セラレマシテ、我國ト競爭ノ地位ニ立ツテ

居リマシタガ爲ニ、動モスレバ我國カラ輸

出スルト云フコトガ困難ナ事情モゴザイマシ
タケレドモ、今日ニ於キマシテハ歐洲各國
カラ參ツテ居ル物ガ段々ニ其ノ輸出ガ困難
需要スルコトガ餘程強クナツテ參リマシタ、
例へバ人絹ノ如キモノハ其ノ一例デアリマ
ス、是ナドハ金額モ大キイシ、ソレカラ餘
程向フニ需要ガ多イノデアリマス、サウ云
フヤウナ種類ノモノガ澤山ゴザイマスノデ、
今後政府ト致シマシテモ、我國デ入用ナ物
ハ成ベク中南米カラ買ツテ、ソレト同時ニ
中南米デ入用トスル製造工業品ヲ成ベク我
國カラ輸出シテ、サウシテ原料ノ資材ヲ中
南米カラ取ル、斯ウ云フヤウナ方針デ進
ム、又私ハ昨年末ニ中米ノ各地ヲ旅行致シマシ
タカラ、私個人ト致シマシテモ、中南米ノ
貿易ニ付テハモウ少シ發達スペキモノデア
ル、又發達セシメナケレバナラナイモノデ
アルト云フコトヲ痛感致シテ居リマス、唯

アルト云フコトヲ痛感致シテ居リマス、唯
併シナガラ御承知ノ通リニ中南米ハ天然ノ

資源ニハ富シニデ居リマスケレドモ、何分ニ
モ新シク開ケタ國デアリマスカラ、資金即
チ金ヲ持ツテ居リマセヌ、ソレ故ニ日本カ

ノ施設ヲ施シテ參リマシタナラバ、中南米
貿易ニ付テハモウ少シ有望ナコトニ相成ル

ノデハナイカト思ツテ居リマス

ソレカラ貿易省ノ設置ニ關シマシテハ、
現内閣ニ於キマシテハ貿易省ノ設置ハ一先
づ之ヲ取止メテ、新シイ立場ニ立チマシテ

研究致シタイト云フコトニ決定致シテ居リ
マス、就キマシテハ此ノ貿易省ニ代ルベキ大

イナル委員會ノヤウナモノデモ組織シテ、
統一ヲ圖ツテ行クト云フコトガ、或ハ宜イ
カトモ考ヘマスガ、併シ此ノ點ニ付キマシ

テハマダ確定致シマシタコトデモゴザイマ
セスカラ、慎重ニ研究ヲ致シマシテ、遺憾

ノナイヤウニ處置致シテ參リタイト存ジテ

居リマス

ソレカラ最後ニ御尋ニナリマシタ染料ノ輸出、又ハ原料品ノ輸出ノ如キモノハ、今日ノ時局ニ於テ面白クナイデハナイカト云フ御説ハ、如何ニモ御尤モデアリマシテ、此ノ點ニ付キマシテハ十分ニ研究ヲ致シマシテ、染料ノ代リニ製品ヲ輸出スルトカ、原料ノ代リニ其ノ原料ヲ加工シテ輸出スル、斯ウ云フ工合ニ致シマシタナラバ、技術トカ、勞力トカ、其ノ他ノ加工質ガ我國ノ爲ニ有利ニ相成ルコトハ勿論ノコトデアリマスカラ、之ニ付テサウ云フ努力ヲ今後ハ拂ツテ参リマシテ、時局相當ノ貿易政策ヲ講ジテ参リタイト存ジマス

尙ホ貿易ノ根本政策ニ付テドウ云フ考ヲ持ツテ居ルカト云フ御尋ニアリマシタガ、是ハ度々申上ゲマシタト存ジマスガ、今日ノ現状ニ於キマシテ、我國ニ於キマシテハ、勞銀モ騰貴致シマシタリ、或ハ資材原料モ騰貴致シテ居リマシテ、隨テ輸出製造品ノ原價が割高ニ相成ツテ居リマシテ、是ガ若干輸出貿易ヲ阻礙シテ居ルデハナイカト考ヘテ居リマスガ、併シナガラ又一方カラ考ヘマシテ、能ク實情ニ付テ調べヲ致シテ居マスレバ、我國ノ生產品ハ原價ハ上ツテ居ルコトハ事實ニアリマスケレドモ、世界ノ水準價格ニ比較致シマシタナラバ、マダノ、餘程安いノデアリマス、サウシテ昔ハ御承知ノ通りニ我國ノ製品ハ動モスレバ粗製濫造ト云フ謗ヲ免レナイノデザイマシタケレドモ、今日ニ於キマシテハ段々製品モ優

良ニ相成リマシテ、價格モ安い、斯ウ云フコトニ相成リマシテ、而モ歐洲戰亂ノ爲ニ、今マデ歐羅巴カラ參リマシテ我國ノ商品ト競争ヲ致シテ居リマシタモノガ、今日ニ於テハ餘程少クナリマシテ、歐洲カラ例ヘバ中南米トカ、或ハ南洋トカ、「オーシャン・アイランド」トカ云フヤウナ所ニ來ル品物ガ段々少クナツタ爲ニ、我國ノ生產品ヲ歓迎スルト云フ空氣ガ濃厚ニナツテ参リマシタカラ、斯ウ云フ機會ニ乘ジマシテ、資材ノ供給原料ノ配給ト云フヤウナモノヲ滑カル致シマシテ、サウシテ何事ヲ措イテモ輸出工業ニ付テハ政府モ出來ルダケノ助力ヲ致シマシテ、サウシテ貿易ノ振興ヲ圖リタイ、又サウ致シマシタナラバ、マダノ、十分ニ輸出ノ餘地ハアラウカト存ジテ居リマス、之ヲ絶好ノ機會ト信ジテ、何處マデモ助力シテ貿易ノ振興ヲ圖リタイト存ジテ居リマス、之ヲ以テ御答ト致シマス(拍手)

(政府委員木村正義君登壇)
○政府委員(木村正義君) 世耕君カラ無爲替輸入ニ付テ御尋ガアリマシタガ、世耕君モ御承知ノ通り、此ノ無爲替輸入ニ付キマスレバ、我國ノ生產品ハ原價ハ上ツテ居マストハ事實ニアリマスケレドモ、世界ノ水準價格ニ比較致シマシタナラバ、マダノ、餘程安いノデアリマス、サウシテ昔ハ御承知ノ通りニ我國ノ製品ハ動モスレバ粗製濫造ト云フ謗ヲ免レナイノデザイマシタケレドモ、今日ニ於キマシテハ段々製品モ優

○國務大臣(島田俊雄君) 世耕君ヨリ生絲ニ關シタ御質問ガアツタサウデアリマスガ、私ハ他ノ委員會ニ出席致シテ居リマス、其ノ御趣意ヲ十分ニ聽イテ居リマセヌカラ、此ノ點ニ關シマシテハ、委員會等ノ機會ニ於テ十分説明ラスルコトニ致シテ置キタイト思ヒマス

○世耕弘一君 簡單デアリマスカラ、自席カラ發言ヲ御許願ヒマス
○議長(小山松壽君) 許可致シマス
○世耕弘一君 商工大臣ニ御尋致シマシタモ、同様ニ「リンク」制ヲ布イタラドウカト云フコトヲ御尋シタノデアリマスガ、其ノ點ニ付テ御答ガナカツタノデアリマスカラ、此ノ際御返答ヲ願ヒタイト思ヒマス
○世耕弘一君 商工大臣ニ御尋致シマシタモ、同様ニ「リンク」制ヲ布イタラドウカト云フコトヲ御尋シタノデアリマスガ、其ノ點ニ付テ御答ガナカツタノデアリマスカラ、此ノ際御返答ヲ願ヒタイト思ヒマス
○國務大臣(藤原銀次郎君) 直チニ「リンク」制ヲ施行スルコトハ困難ナ事情モゴザマシテハ、一般爲替資金ノ狀況如何ニ依リマシテハ、自ラ制限セラルモノガアルト云フコトハ御承知ノコト存ジマス、尙ホ民間ノ海外ニ於ケル信用ヲ利用シテ、所謂「クレジット」ニ依ル無爲替輸入ヲ爲スコトハ、政府ニ於キマシテモ出來得ル限り之ヲ希望シテ居ル所デアリマシテ、既ニ是等「クレジット」ニ依ル無爲替輸入ノ實行セラルモノモアリマスルガ、日支事變ニ關スル各國ノ誤解等モアリマシテ、未だ巨額ノ此ノ種無爲替輸入ヲ見ルニ至ラザルコトハ洵ニ遺感デアリマスガ、今後關係方面ノ努力ニ依リマシテ、極力之ガ無爲替輸入ノ増進ヲ圖ル方針デアリマス

(國務大臣島田俊雄君登壇)
○國務大臣(島田俊雄君) 世耕君ヨリ生絲ニ關シタ御質問ガアツタサウデアリマスガ、私ハ他ノ委員會ニ出席致シテ居リマス、其ノ御趣意ヲ十分ニ聽イテ居リマセヌカラ、此ノ點ニ關シマシテハ、委員會等ノ機會ニ於テ十分説明ラスルコトニ致シテ置キタイト思ヒマス
○世耕弘一君 簡單デアリマスカラ、自席カラ發言ヲ御許願ヒマス
○議長(小山松壽君) 許可致シマス
○國務大臣(島田俊雄君) 世耕君ヨリ生絲ニ關シタ御質問ガアツタサウデアリマスガ、私ハ他ノ委員會ニ出席致シテ居リマス、既ニ過去ニ於テ加奈陀ニ對シ、濠洲ニ對シテ、發動ノ命令モ出テ居ツタノデアリマス、今回此ノ期間ヲ三年バカリ延バスト云ス、今ノガ今日ノ議題デゴザイマスルガ、之ニシテ、對シマシテ私達ガ考ヘテ居リマスルコト、二三外務大臣ナリ、商工大臣ナリ、或ハ興亞院總裁ニ御尋シテ見タイノデアリマス

七月二十七日ニ、突然亞米利加側カラ廢棄ノ豫告ガアリ、六箇月經チマシテ、此ノ一月ノ二十七日ニ到頭廢棄ニナツテシマツタ致シマシテ、何トカ日本トシテ打ツ手ハナイカト云フコトヲ色々確メ、或ハ主張シ、建言ヲシテ居ツタノデアリマスルガ、外務省ニ流レテ居リマスル空氣ハ、アレハ一時ノ興奮デアルカラ、何モセズニ默ツテ居レバ其ノ内ニ收マルノデアル、斯ウ云フ解釋ヲシテ居ツタヤウニ吾々ハ聞イテ居ルノデアリマス、半年間默ツテ居リマシテ、結局何等ノ手モ打タズシテ、到頭其ノ儘亞米利加ノ意思通リニ廢棄ニナツテシマツテ居ル現狀ヲ見マシテ、今俄ニ慌デテ、此ノ通商擁護法ヲ三年バカリ延シテヤツテトデアラウト考ヘルノデアリマス、アノ當時貿易省問題ガ起ツテ居リマシテ、外務省ノ全官吏諸君ハ、貿易省ノ出來ルコトニ非常ナル反對ヲ致シマシテ、外政ヲ一元化シナケレバ、イカヌト云フコトデ、其ノ方ニ一生懸命努力ヲ致シテ居リマシク爲ニ、外國ノコトヲ忘レテ居ツタノデハナカラウニ、直チニ宜シイ、ソンナラ俺ノ方モ此ノカト私共ハ考ヘルノデアリマス、アノ當時亞米利加カラアア云フ豫告ノアリマシタ時ヲ買ハナイゾト云フ態度ヲ示シテ居リマシタナラバ、恐ラク六箇月ノ間ニ、日本ニ通商擁護法ヲ發動シテ、オ前ノ方カラ物

取リマシテモツト有利ニ、此ノ條約ノ解決
ガ付クノデハナカツタラウカト私共ハ今考
ヘルノデアリマス、當時何等ノ手モ打タズ
シテ傍観ヲシ、亞米利加側ノ感情ノ收マル
ノヲ待ツト云フヤウナ、全ク無爲無策ニア
リマシタ爲ニ、今日ノ如キ状態ニ立至ツタ
ノデアル、本日御承知ノ如ク淺間丸ノ獨逸
側船客ノ九名ガ引渡ヲ受ケルサウデアリマ
ス、外務省ハ如何ニモ之ヲ成功ノ如クニ放
送シテ居ルサウデアリマスガ、トンデモナ
イ間違ヒデアルト私共ハ考ヘル、第一淺間
丸ノアア云フ問題ガ起ツタト云フコトモ、
昨年ノ日米通商航海條約廢棄通告ノ當時
ニ、强硬ニ日本ノ政治意思ヲ表明シテ居リ
マシタナラバ、英吉利ト雖モ、亞米利加ト
雖モ、淺間丸ニ對シテモ今日ノ如キ結果ニ
ナラナカツタノデハナイカト私ハ考ヘルフ
デアリマス、僅ニ九名ヲ返還セシメマシテ、
ソレデ一應鳴ヲ付ケルガ如キ印象ヲ興ヘ、
オ負ケニ今後交戦國ノ軍籍ニアルト思ハレ
ル者ハ日本ノ船ニ乗セナイト云フヤウナ、
重大ナ讓歩ヲスルニ至ツタコトハ、洵ニ以
テノ外デアリマス、サウ云フコトヲ言ヒマ
スルナラバ、獨逸人ダケデナク、今日日本
各地ニ居リマスル英吉利人、特ニ「ライジン
グサン」ノ石油會社ニ勤メテ居リマスル全
日本在留ノ英吉利人ハ、全部アレハ將校ニア
リマス、豫後備ノ軍人デアリマス、斯ウ云
フ連中ガ平氣デ日本ノ汽車ニ乗り、或ハ開
釜連絡船ニ乗ツテ朝鮮ニ行ツテ居ルノニ、

之ニ對シマシテハ何等ノ手ヲ打タズシテ、
獨リ獨逸人ニ對シテノミ制限スルト云フヤ
ウナ、弱腰ヲ以テヤリマス所ニ——如何ニ
通商擁護法ヲ今ニナツテ發動致シマシテモ、
一面ニ於テ斯ウ云フ外交工作ニ於テ弱腰ナ
所ニ、外國カラ舐メラレル危險ガ十分アル
ト云フコトヲ私共ハ心配スルノデアリマス、
此ノ點ニ付キマシテ、ナゼ一體外務省ハ、
本法ノ發動ヲ昨年ノ七月廢棄通告ノ直後ニ
堂々ト聲明ヲシナカツタカト云フコトヲ、
第一ニ外務大臣ニ御尋申上ゲタイ

ルガ、ソレダケノ値上ヲ致シマスレバ、現
在ノ値段ヨリモ、モット高ク内地デ賣ラナ
ケレバナリマセヌカラ、結局商工大臣ガ屢々
本會議或ハ豫算總會デ聲明セラレマシタ
低物價政策トハ、全然是ハ矛盾シテ來ル
結果ニナルガ、之ヲドウ考ヘテ居ラレル
カ、獨逸ハ今回ニ於キマシテモ、前回ニ
於キマシテモニアリマスガ、輸入ニ依ル
商品ノ國內ニ於ケル物價高ヲ、成ベク消
費者階級ニ其ノ犠牲ヲ負擔サセマセヌ爲
ニ、色々ナ政策ヲ執ツテ居ル、例へバ輸入
商、生產業者、商人等ニ、ソレグノ段
階ト程度ニ應ジマシテ、幾分カ犠牲ヲ負ハ
セマシテ、最終購買者ニアリマス所ノ消費
階級ニ高ク賣付ケルト云フ方法ヲ回避シテ
居ルノデアマス、斯ウ云フ方法ヲ相伴ヒ
マスナラバ、報復關稅ガ發動致シマシタ後
ニ於キマシテモ、輸入品ノ内地ニ於ケル急
激ナル昂騰ト云フモノヲ避ケ得ルノデアリ
マスルガ、左様ナ點ニ付キマシテ何等ノ手
ヲ打ツコトナク、アベコベニ時ヲ同ジク致
シマシテ、物價委員會ニ於キマシテハ、輸入
商ニ對シテノ値上ヲ承認シ、同日ニ此ノ
議場ニ於キマシテ、外務省關係デハ報復
關稅ヲ以テ外國ノ品物ニ對スルト云フノデ
ハ、全ク其ノ間矛盾シテ居ルノデハナイカト
云フコトヲ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點
ニ付キマシテ商工大臣ハドウ云フ風ナ御考
ヲ以テ進マウトサレテ居ルカ、其ノ御意向
ヲ承リタイノデアリマス

第三ハ、中支、北支ニ關スル問題デアリ
マスルガ、圓「ブロック」内ニ入ツテ居リマス、
ス北支、蒙疆ノ物資ノ實情ヲ見マスト、聯
銀券ト日本ノ圓トガ「パー」ニナツテ居リマ
ス爲ニ、色々ナ物ガ日本カラ行キマスガ、此
ノ聯銀券ガ御承知ノ如ク其ノ裏ニ物資ト云
フモノガ付イテ居リマセヌガ爲ニ、北支ニ於
キマシテハ其ノ實力ガ日本ノ貨幣ヨリモ弱
イノデアリマス、アベコベニ是ハ法幣ニ近
イヤウナ待遇シカ受ケテ居ラナイ、隨テ一
面ニ於テ日本カラハ圓元ノ「パー」ニ依ツテ
物ガ行キマスケレドモ、入リマシタ物ハ法
幣ニ吸收サレテシマフト云フ傾向ガ非常ニ
強イ、國民黨ナリ、或ハ支那ノ共產黨ナリ
ハ、意識的ニ日本ノ物ヲ聯銀券デ買ヒマシ
テ、奥地へ引張ツテ行カウト云フ傾向
ガ強イト云フコトヲ私共ハ聞イテ居ル、支
那ニ對シマシテハ、サウ云フ圓「ブロック」
内デアルト云フコトノ爲ニ、明ニ日本ノ物
資ガ不當ニ流出スルコトヲ默視シテ置キマ
シテ、第三國カラ入ツテ來マス色々ナ資材
ニ對シマシテハ報復關稅ヲヤルト云フ所ニ、
一ツノ矛盾ガアリハシナイカ、例ヘバ今日
ノ新聞ヲ見マスト、亞米利加ノ支那ニ於ケル
權益ヲ、ドノ程度日本ガ交渉等ニ依リマシ
テ解決スルカト云フコトガ、中南支ニ於ケ
ル今後ノ問題デアラウト言ハレテ居ル、若
シ中南支ニ於ケル亞米利加ノ經濟權益ヲ、
色々ナ形デ多少ナリトモ實質上ニ於テ讓歩
シテ解決スルト云フ結果ニナリマシタナラ

バ、支那ニ於テハ日本ノ物ガドン／＼逃ゲル、亞米利加ニ對シマシテハ日米通商航海條約ガ廢棄サレマシテ、不當ナル差別ヲ受ケテ居ルト云フ、非常ナル矛盾ガソコニ現ハレテ來ルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、果シテ興亞院ナリ、外務省ナリ、商工省ナリハ、支那ノ圓「ブロック」内ニ於ケル所ノ日本ノ物資ノ問題ト、第三國ノ輸入物資ノ問題トヲドウ云フ風ニ綜合的ニ考ヘテ居ラレルカト云フコトヲ御伺シタイノデアリマス以上ノ如キ矛盾ガ方々ニ現ハレルト云フコトハ、結局日本ノ戰時經濟政策ト云フモノガ統一サレテ居ラナイ所ニ因ヲ發シテ居ルト私共ハ解釋スル、成程貿易省ト云フモノヲ新シク作ルト云フコトハ、贊否兩論デアリマシタガ、是ハ外政ヲ一元化スルト云フ意味カラシマスナラバ、寧ロ貿易省ノ如キモノヲ作ラズシテ、外務省ノ内ニ有ユル貿易機能ヲ吸收シ、統一シテ、外國ニ當ル方ガ宜イト私共ハ見テ居ツタノデアル、併シは前ノ内閣ノ時ニ、外務省ノ官吏諸君ノ反対運動ニ依ツテ、ソレガ一應不成立ニ終ツタ儘ニナツテ居ルノデアリマス、今度ノ内閣ハ、貿易省問題ヲ取上げナイト云フコトダケデ、只今商工大臣モ世耕君ニ御答辯ニナツテ居ツタヤウデアリマスガ、貿易省問題ヲ取上げナイト云フコトト、現實ノ諸官廳ノ貿易關係ノ機構ノ複雜不統一ト云フコトハ別問題デゴザイマス、貿易省問題ヲ取上げズ、貿易省ヲ作ラナイト云

フコトハ宜シイト致シマシテモ、然ラバ之ニ代ルベキ諸官廳ニ於ケル所ノ貿易行政ニ付テ、何等カ積極的ニ打ツ手ハナイカニ月一日倫敦發ノ電報ガ新聞ニ載ツテ居リマスガ、英吉利ハ英國貿易委員會ト云フモノヲ作りマシテ、諸官廳ニ跨ツテ居リマスル貿易事務ニ付テ、強力ナル發案權ト、指導權ト、建議權ヲ持ツタ所ノ委員會ヲ作り、之ニ民間ノ専門家ヲ入レマシテ、總テヲ其處デ立案シテ行カウト云フコトガ新聞ニ載ツテ居ルノデアリマス、外務大臣ハ非常ニ英國ノコトガ御好キナノデアリマスガ、此ノ英國ノヤツテ居リマスヤウナ貿易委員會ノ如キモノ、即チ外務省ノ通商局ヲ擴大スルナラ擴大致シマシテ、之ニ國內ノ諸官廳ニシテ貿易ニ關係アル官吏ヲ委員ト致シマシテ、或ハ民間側ヲ之ニ參加サセルナリ致シマシテ、急速ニ貿易行政ノ統一ヲ圖ル必要ガアルノデハナイカ、一例ヲ申シマスト、上海ニ於キマシテ興亞院ガ出張所ヲ持ツテ居ル、興亞院ガ出來ル前ハ、上海ニ於ケル總領事館、或ハ陸軍、海軍等ノ諸官廳間ニ於キマシテ、經濟問題ニ付テノ意見が屢々食達ヒヲ生ズルト云フコトヲ吾々ハ聞イテ居ツタ、是等ヲ統一シ、支那ニ對スル限りニ於キマシテハ、日本政府ノ意思ハ興亞院一本ヲ通シテ現ハレルモノト云フ風ニ考ヘテ見テ居ツタノデアリマスルガ、其ノ後ノ情勢ヲ見マスト、興亞院ハ興亞院トシテ唯存在シテ居ルダケデアル經濟部モアルシ、

政務部モアリマスケレドモ、唯是ハ存在シテ居ルダケデアリマス、ソレトハ別ニ外務省系統ノ總領事館ノ經濟部アリ、或ハ海軍ノ復興班アリ、或ハ陸軍ノ特務機關アリ、或ハ大藏省カラハ爲替局ノ書記官ガ行ツテ居ル、商工省カラモ行ツテ居ル、最近ハ遞信省カラモ行ツテ居ルト云フ譯デ、總テ國内ノ諸官廳ト同ジ程度ニ聳立的ニ日本ノ官廳ガ行ツテ居ルノデアリマシテ、其ノ間何等上ト下トノ關係ハナイ、命令、發業、指導ト云フ關係ガナクナツテ來テ居ル、結局今マデアリマシタ上海ニ於ケル日本ノ諸官廳ノ綜合統一サレタモノデアラウト云フノガ、興亞院出現ノ意義デアラウト考ヘテ居ツタニモ拘ラズ、一ツダケ餘計ニナツタト云フコトニナリマシテ、例ヘバツノ工場ヲ出願スルニ致シマシテモ、今マデ三ツ判ヲ取ツテ居ツタモノガ、興亞院ガ出來テ四ツ判ヲ取ラナケレバナラスト云フ、全ク連絡モ統一モナクナツテ居ル、此ノ事ハ日本ノオ互ガ知ラヌダケデアリマシテ、上海ニ居リマスル日本人ナリ、上海ニ居リマスル所ノ支那人ハ、最モ能ク其ノ實情ヲ知ツテ居ルノデアリマス、一例ハ極ク近イ上海デアリマシタガ、亞米利加ノ貿易問題ト云ヒ、中南米ノ貿易問題ト云ヒ、同様デアル、藤原商工大臣ガ南米ニ行カレタサウデアリマスガ、私モ南米ニ行ツテ居テ知ツテ居リマスケレドモ、南米ニ於キマシテハ、商工省カラ貿易通信員ガ行ツテ居ル、外務省ノ領

事館モアル、拓務省ノ技師モ行ツテ居ル、サウシテ各々ガ直接内地ノ所屬官廳ニ通信ヲ爲スノデアリマスルガ、其ノ通信ノ種本ハ、向ブデ發行シテ居リマスル所ノ、「アルゼンチン」ナラ「ラ・ナシオン」デアルトカ、「ラ・プレンサ」ト云フヤウナ新聞ノ經濟面、「布拉ジル」ナラ「エスタド・デ・サンパウロ」ト云フヤウナ新聞ノ經濟面デアリマシテ、同ジ種本ヲ上手カ下手カ翻譯致シマシテ、別々ニ電報ヲ打ツテ内地ニ報道シテ居ルニ過ギナイノデアリマス、隨テ一つノ報告ヲ受ケルノニモ諸官廳バラ～デアルト云フ狀態デアリマス、斯様ナ點カラ致シマシテ、速ニ貿易行政ト云フモノヲ統一ヲシテ貴ヒタイ、併シ其ノ形ハ諸官廳カラ繫合セニ皆集メマシテ、貿易省ヲ作ルト云フヤウナモノデナクシテ――サウ云フコトハ、興亞院ト上海ニ於ケル諸官廳トノ例ヲ見マシテモノ分ルヤウニ、却テ屋上屋ニナリマスカラ、寧ロ之ヲ外務省ノ外政一元化ノ中ニ吸收致シマシテ、強力ナル通商局ヲ作り、之ニ諸官廳ガ總テ合流スルヤウニシタラドウデアルカ、斯様ニ考ヘマスルナラバ、此ノ貿易政策ト云フ一點ダケヲ見マシテモ、戰時經濟行政ヲ統一セネバナラスト云フコトガ、吾々國民ノ間ニハ分ツテ居ルノデアリマス、之ヲ實行シナイノハ、今日ノ諸官廳ガ實行シナイノデアリマシテ、實行サセル意思ガアルカナイカ、此ノ事ハ貿易行政ノ統一、輸出増進、外貨獲得ノ上ニ、最モ速カナル

方策トシテ現内閣ガヤラネバナラヌコトデアルト思ツテ居ルノデアリマスルガ、果シテサウ云フ御考ガアルカドウカ
更ニ進ンデハ、第一次歐洲大戰ノ例カラ言ヒマスト云フト、御承知ノ如ク英吉利ハ戰時經濟省ノ如キ省ヲ設ケマシテ、戰時ノ對策ヲ其處ニヤリ、戰後ニ於ケル經濟施設ヲ其處ニ準備ヲスルト云フ方針ヲ執リマセスデシタガ爲ニ、英吉利ハ非常ナル戰後ニ於ケル混亂ヲ來シマシテ、亞米利加ヤ日本等ガ段々勃興シテ來タノデアリマス、今日日本ハ事變以來既ニ足掛四年ニナツテ居リマスルガ、未タニ中央ノ諸官廳ハ竝立デアリマシテ、豫算ヲ分取り、或ハ便乗シ、何等ソコニ戰時經濟ト云フ經濟、立地的ナ經濟、立體的ナ經濟方策ト云フモノハ立ツテ居リマセヌ、斯ウ云フ狀態デ進ミマスルナラバ、時變が終了致シマシタラバ、通商ノデアル云々ト云フヤウナ點デアツタト思フノデアリマス、御承知ノ通り此ノ通商擁護法ハ、亞米利加通商條約ヲ廢棄シテ無條約ニナツタカラ、ソレニ對處スル爲ニ云云ト云フノデハナイノデアリマシテ、此ノ五月ノ一日ニハ通商擁護法ノ期限が到達シテ、一慌テテ此ノ通商擁護法ヲ發動ショウトスルノデアリ云々ト云フヤウナ點デアツタト思是ハ先程商工大臣カラ御答辯ガアツタ通りニ、私共ト致シマシテハ、前内閣時代ノ貿易省ノ問題ハ一應取止メトナリマシテ、新ニ何等カノ新シイ方法ヲ研究致シテ、十分ニ其ノ運用ヲ期シタイト考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、各省ノ連絡ニ付キマシテハ、實ハ既ニ企畫院ニ貿易關係省ノ連絡委員會モ出來テ居ルノデアリマスガ、差當リト致シマシテハ、ソレ等ノ運用ヲ出來ルダケ密ニ致シマスガ、更ニ將來ノ問題ト致シマシテハ、先程商工大臣ノ御答ニナツタヤウニ、十分研究ヲシテ能率ノ擧ルヤウナコトニ致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス(拍手)

○國務大臣(有田八郎君登壇)
外務大臣ニ對スル御質問ハ、第一ハ昨年亞米利加通商條約廢棄ヲ通告致シテ參ツタ言ヒマスト云フト、御承知ノ如ク英吉利ハ戰時ニ、適當な措置ヲ速ニ講ズベカリシモノテサウ云フ御考ガアルカドウカ
更ニ進ンデハ、第一次歐洲大戰ノ例カラ言ヒマスト云フト、御承知ノ如ク英吉利ハ戰時ノ對策ヲ其處ニヤリ、戰後ニ於ケル經濟施設ヲ其處ニ準備ヲスルト云フ方針ヲ執リマセスデシタガ爲ニ、英吉利ハ非常ナル戰後ニ於ケル混亂ヲ來シマシテ、亞米利加ヤ日本等ガ段々勃興シテ來タノデアリマス、今日日本ハ事變以來既ニ足掛四年ニナツテ居リマスルガ、未タニ中央ノ諸官廳ハ竝立デアリマシテ、豫算ヲ分取り、或ハ便乗シ、何等ソコニ戰時經濟ト云フ經濟、立地的ナ經濟、立體的ナ經濟方策ト云フモノハ立ツテ居リマセヌ、斯ウ云フ狀態デ進ミマスルナラバ、時變が終了致シマシタラバ、通商ノデアル云々ト云フヤウナ點デアツタト思フノデアリマス、御承知ノ通り此ノ通商擁護法ハ、亞米利加通商條約ヲ廢棄シテ無條約ニナツタカラ、ソレニ對處スル爲ニ云云ト云フノデハナイノデアリマシテ、此ノ五月ノ一日ニハ通商擁護法ノ期限が到達シテ、一慌テテ此ノ通商擁護法ヲ發動ショウトスルノデアリ云々ト云フヤウナ點デアツタト思是ハ先程商工大臣カラ御答辯ガアツタ通りニ、私共ト致シマシテハ、前内閣時代ノ貿易省ノ問題ハ一應取止メトナリマシテ、新ニ何等カノ新シイ方法ヲ研究致シテ、十分ニ其ノ運用ヲ期シタイト考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、各省ノ連絡ニ付キマシテハ、實ハ既ニ企畫院ニ貿易關係省ノ連絡委員會モ出來テ居ルノデアリマスガ、差當リト致シマシテハ、ソレ等ノ運用ヲ出來ルダケ密ニ致シマスガ、更ニ將來ノ問題ト致シマシテハ、先程商工大臣ノ御答ニナツタヤウニ、十分研究ヲシテ能率ノ擧ルヤウナコトニ致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス(拍手)

○國務大臣(藤原銀次郎君登壇)
外務大臣ニ對スル御質問ハ、第一ハ昨年亞米利加通商條約廢棄ヲ通告致シテ參リマシテ外務大臣、商工大臣、興亞院關係ノ方ノ御答辯ヲ承リタイト思フノデゴザイマス(拍手)

點ニ付キマシテハ、御承知ノヤウニ此ノ通ル件ハ、只今外務大臣ヨリ御答辯ヲ致シマ

シタ通リニ、商工大臣モ同様ニ考ヘテ居リ
マスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス
ゾレカラ次ニ昨日中央物價委員會ニ於テ
可決確定ノ上ニ發表致シマシタ適正價格
ハ、相當ニ公定價格ヲ引上ゲテ居ルデハナ
イカト云フ御尋ニアリマシテ、是ハ原料ト
カ、其ノ外ノモノノ騰貴ノ爲ニ、自然ニ斯
ウ云フ工合ニ相成リマシタモノニアリマス、
政府ガ適正價格ノ決定ニ付キマシテハ、輸
入原料ノ騰貴ノ場合ニ於キマシテハ、ソレ
ニ依ル生産者ノ利益トカ、取扱配給業者ノ
各般ノ各階級ニ於キマシテノ合理的ノ經營
ヲ致シマシテ、ソレヲ十分ニ検討致シマシ
テ、然ル後ニ已ムヲ得ナイ範圍内ニ於テ製
品ノ價格ヲ引上ゲルト云フコトヲ認ムルモ
ノデアリマスルコトハ、是ハ已ムヲ得ナイ
處置ニアリマス、之ヲ以テ政府ノ低物價政
策ニ瑕ガ入ルトカ、或ハ低物價政策ノ根柢
ヲ傷ケルモノデアルトカ云フヤウニ、政府
ニ於テハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、出
來ルダケ低物價政策ヲ堅持シテ、物價ノ騰
貴ヲ防グト云フコトニ付テハ、百方ノ手段
ヲ盡スコトハ度々申上ゲタ通リデアリマス、
併シナガラ其ノ原料其ノ他ノ騰貴ノ爲ニ、適
正ノ價格ヲ引上ゲザルヲ得ザルモノハ、是
ハ已ムヲ得ザル處置トシテ之ヲ引上ゲマスル
ガ、之ヲ以テ増産ヲ圖ツテ、國民ニ物資ノ缺乏
ツノ間ヲ上手ニ調節シテ、低物價政策ノ根

本の方針ヲ堅持シテ參りタイト云フノガ、
政府ノ度々繰返シテ申上ゲマスル根本的ノ
方針デアリマス、生産ノ安全ニ付テハ、特
ニ注意ヲ致シテ居ル次第デアリマス
ソレカラ其ノ次ニハ圓「ブロック」内ノ物
資ノ調整ニ付テノ御尋デアリマシタ、此ノ
問題ハ政府ニ於テモ重要ノ問題ト致シマシ
テ、慎重ニ研究ヲ致シテ居ルノデアリマス、
只今ノ所ニ於テハ内地ニ於テモ、低物價政
策ト物資ノ供給トノ間ニ、動モスレバ圓滿
ヲ缺クト云フヤウナコトガアリマスルノデ、
是ガ爲ニ國民生活ノ確保トカ、輸出貿易ノ
振興トカ、總テ色々ナ點ニ於テ支障ヲ來ス
ト云フ虞モアリマセウシ、又同時ニ圓「ブ
ロック」内ニ於ケル資物ノ缺乏ヲ告ゲマシ
テ、圓「ブロック」内ノ國民ニ非常ナ迷惑ヲ
掛ケルト云フヤウナコトハ、我國トシテハ
避ケナケレバナラナイコトト存ジマス、ソ
レ故ニ内地ノ物資ト圓「ブロック」内ノ物資
トノ間ノ調整ヲ巧ニ圖ルコトガ必要ナノデ
アリマス、ソレデ一面ニ於キマシテハ今日
ノヤウニ段々ニ國民ニ消費ノ節約ヲシテ貰
ヒマシテ、サウシテ物資ノ需要ヲ少クスル
ト云フコトガ必要デアリマス、ソレデアリ
マスカラ、生産ノ設備ハ隨テ縮小シテ、生
産ノ機構ガ從來ノ儘デアリマスルカラ、十
分ナ能力ヲ發揮スルコトガ出來ナイト云フ
ヤウナ實情ニアルコトモ非常ニ多イノデア
リマス、ソレ故ニ圓「ブロック」内ニ若干ノ物
資ノ輸出ヲ致シマスルト云フコトハ、生産

設備ヲ完全ニ動カセルコトガ出来マスルカラ、生産原價ヲ安クスルト云フ効モ出来ルノデアリマス、サウ云フ作用ヲ巧ニ應用致シマスレバ、我ガ内地ニ於テ低物價政策ノ下ニ消費ヲ節約シテ行クト同時ニ、圓「ブロック」内ノ國民ニハ、或ル程度ノ物資ヲ供給シテ行クト云フコトモ可能デアルノデアリマシテ、ソソナ關係デアリマスルカラ、諸般ノ條件ヲ能ク調査ヲ致シマシテ、サウシテ此ノ圓「ブロック」内ノ物資ノ供給ニ付キマシテハ、政府ニ於テハ慎重ニ考慮ヲ致シテハ或ハ政府ガ今回新設致シマスルヤウナ物價對策委員會等ノ意見モ微シタ上、慎重ニ研究致シマシテ、最善ノ政策ヲ決定致シタイト存ジテ居リマシテ、之ニ付キマシテハ或ハ政府ガ今回新設致シマスルヤウナ物價對策委員會等ノ意見モ微シタ上、慎重ニ研究致シマシテ、最善ノ政策ヲ決定致シタイト存ジテ居ル次第デアリマス

ソレカラ貿易振興ニ關シテ、例ヘバ輸入品ヲ國營トスルトカ云フヤウナ、斷乎トシテ新シイ政策ヲ實行スルダケノ勇氣ガナケレバイカヌデハナイカト云フヤウナ御議論モ、是モ御尤モト思ヒマシタケレドモ、是ハ度々申上ゲル通リニ、政府ト致シマシテハ、斯ウ云フ時局ノ際デアリ、經濟界モ中々容易ナラナイ困難ノ際デアリマシテ、統制經濟モ中々之ヲ旨ク運用シテ參リマスルノニハ、相當ニ努力ヲ要スル時デアリマスカラ、斯ウ云フ際ニ當リマシテ新シク機構ヲ持ヘマシテ、サウシテ色々摩擦ヲ惹起シタリナンカスルヨリハ、寧ロ現在ノ機構ヲ儘ニ之ヲ運用シテ、貿易ヲ振興サセ

○田原春次君 簡單デアリマスカラ、自席ヨリ發言ヲ御許願ヒマス
○議長（小山松壽君） 許可致シマス
○田原春次君 外務大臣ノ御答辯ハチツトモ具體的ノコトニ觸レテ居リマセヌデ、答辯トシテハ洵ニ不滿デアリマス、又商工大臣ノ御答辯ハ、大臣ガ最初ニ此ノ議場ニ見エラレタ頃ニハ、中々親切丁寧ナ答辯ヲシテ居ラレタガ、慣レルニ從ツテ重要ナ問題ハ慎重ニ考慮中ト云フヤウナ言葉ヲ使ツテ、段々要領ヲ得ナクナツテ來タ、洵ニ殘念ニ思ヒマス、中南米ノコトハ大臣ハ詳シイカモ知レマセヌガ、支那ノ實情ハ餘り知ラレナイヤウニ私ハ考ヘル、併シ何レサウ云フ點ニ付テハ委員會ニ於キマシテ尙ホモツト掘下ゲテ質問スルコトヲ留保致シマシテ、本員ノ質問ハ是デ打切ルコトニ致シマス
○議長（小山松壽君） 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詰リ致シマス
（拍手）

○田原春次君 簡單デアリマスカラ、自席ヨリ發言ヲ御許願ヒマス
○議長（小山松壽君） 許可致シマス
○田原春次君 外務大臣ノ御答辯ハチツトモ具體的ノコトニ觸レテ居リマセヌデ、答辯トシテハ洵ニ不滿デアリマス、又商工大臣ノ御答辯ハ、大臣ガ最初ニ此ノ議場ニ見エラレタ頃ニハ、中々親切丁寧ナ答辯ヲシテ居ラレタガ、慣レルニ從ツテ重要ナ問題ハ慎重ニ考慮中ト云フヤウナ言葉ヲ使ツテ、段々要領ヲ得ナクナツテ來タ、洵ニ殘念ニ思ヒマス、中南米ノコトハ大臣ハ詳シイカモ知レマセヌガ、支那ノ實情ハ餘り知ラレナイヤウニ私ハ考ヘル、併シ何レサウ云フ點ニ付テハ委員會ニ於キマシテ尙ホモツト掘下ゲテ質問スルコトヲ留保致シマシテ、本員ノ質問ハ是デ打切ルコトニ致シマス
○議長（小山松壽君） 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詰リ致シマス
（拍手）

レンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第

十三、裝蹄師法案ノ第一讀會ヲ開キマス——島田農林大臣

第十三 裝蹄師法案(政府提出、貴族院
送付) 第一讀會

裝蹄師法案

第一條 裝蹄師タラントスル者ハ主務大

臣ノ免許ヲ受ケ裝蹄師名簿ニ登録ヲ受

クベシ

裝蹄師ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各號ノ

一ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

一 裝蹄師試験ニ合格シタル者

二 獸醫師タル者又ハ獸醫師ノ免許ヲ

受クル資格ヲ有スル者

三 陸軍部隊ニ於テ削蹄及裝蹄ニ關ス

ル學理及技術ヲ修メ其ノ卒業證書ヲ

有スル者

四 實業學校又ハ實業專門學校ニ於テ

命令ノ定ムル所ニ依リ削蹄及裝蹄ニ

タル者

五 外國ニ於テ削蹄及裝蹄ニ關スル學

理及技術ヲ修メタル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第一項ノ登錄及前項第一號ノ裝蹄師

試驗ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ

定ム

第二條 主務大臣ハ左ノ各號ノ一一該當

スル者ニ對シテハ裝蹄師ノ免許ヲ爲ス

コトヲ得ズ

一 六年ノ徵役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處

セラレタル者

二 禁治產者又ハ準禁治產者

三 精神病者、啞者又ハ盲者

ゼルコトヲ得

一 六年末滿ノ徵役又ハ禁錮ノ刑ニ處

セラレタル者

一 削蹄又ハ裝蹄ニ關シ罰金ノ刑ニ處

セラレ又ハ不正ノ行爲アリタル者

一 裝蹄師ニ非ザレバ馬ノ削蹄若ハ

一 裝蹄又ハ牛ノ裝蹄ヲ業務ト爲スコトヲ

得ズ

第五條 開業ノ裝蹄師ハ馬ノ削蹄若ハ裝

蹄又ハ牛ノ裝蹄ノ需アル場合ニ於テ正

當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第六條 裝蹄師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ

道府縣裝蹄師會ヲ設立スベシ

道府縣裝蹄師會ハ日本裝蹄師會ヲ設立

スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ三

百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ違反シタル者

二 業務停止中ノ裝蹄師ニシテ其ノ業

務ヲ爲シタルモノ

トシ勅令ノ定ムル所ニ依リ削蹄及裝蹄

ニ關スル技術ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ

目的トス

道府縣裝蹄師會ハ道府縣ヲ、日本裝蹄

師會ハ内地ヲ區域トス

特別ノ事情アルトキハ道府縣裝蹄師會ハ

二以上ノ道府縣ヲ區域トスルコトヲ得

第七條 道府縣裝蹄師會及日本裝蹄師會

ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收

スペキ收入ニ關シ民事訴訟ヲ提起スル

コトヲ得

第八條 本法ニ規定スルモノノ外道府縣

裝蹄師會及日本裝蹄師會ニ關シ必要ナ

ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 裝蹄師第二條各號ノ一一該當ス

ルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消ス

ベシ

裝蹄師第三條各號ノ一一該當スルトキ

ハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ期

間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ

得

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ

第一條第二號若ハ第三號ノ原因止ミタ

ルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再

免許ヲ爲スコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ三

百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ違反シタル者

二 業務停止中ノ裝蹄師ニシテ其ノ業

務ヲ爲シタルモノ

第十一條 第五條ノ規定ニ違反シタル者

ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

蹄鐵工免許規則ハ之ヲ廢止ス

蹄鐵工免許規則ニ依リ蹄鐵工免狀ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ裝蹄師ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ裝蹄師ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題トナリ

〔國務大臣島田俊雄君登壇〕

本法施行前ニ蹄鐵工免許規則ノ罰則ヲ適

用スベキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ仍其ノ罰則ヲ適用ス

〔國務大臣島田俊雄君登壇〕

本法施行前ニ蹄鐵工免許規則ノ罰則ヲ適

用スベキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ仍其ノ罰則ヲ適用ス

○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題トナリ

〔國務大臣島田俊雄君登壇〕

本法施行前ニ蹄鐵工免許規則ノ罰則ヲ適

用スベキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ仍其ノ罰則ヲ適用ス

卒御審議ノ上、速ニ御協賛アランコトヲ希望致シマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、昭和十二年法律第九十號中改正法律案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十四、大正十一年法律第五十二號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——廣瀬法制局長官

○議長（小山松壽君） 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、會計検查院法中改正法律案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

正法律案（統計資料實地調査ニ關スル件）（政府提出、貴族院送付） 第一讀會

大正十一年法律第五十二號中改正法律案

大正十一年法律第五十二號中左ノ通改正案

第一條第一項中「及勞働」ヲ「勞働及技術」ニ改ム

〔政府委員廣瀬久忠君登壇〕

○政府委員（廣瀬久忠君） 只今議題ニナリ

マシタ大正十一年法律第五十二號中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ申上げマス、此ノ法律

八農業統計及ビ労働統計ノ實地調査ニ關ス

〔衆議院議事速記錄第十七號中正誤〕

三七四頁三段二四行六字目以下十字削除

ル法律デアリマス、然ル所今次事變ニ際會シマシテ、生産力擴充ノ爲ニ技術者ノ地位ガ著シク重要視サレテ參リマシテ、之ニ關スル統計資料ノ整備が急務トナツテ參ツタ

ノデアリマス、仍テ技術者ニ關スル統計ノ實地調査ヲモ此ノ法律ニ基キマシテ施行シ得ルヤウニ本法律ニ改正ヲ加ヘントスルモノデアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ御願致シマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、會計検查院法中改正法律案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 本案ハ政府提出、昭和十二年法律第九十號中改正法律案委員ニ併セ付託サレンコトヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○議長（小山松壽君） 本案ハ政府提出、會計検查院法中改正法律案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是ニテ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時四十分散會

